

令和7年第3回定例会（9月8日招集）

嘉 島 町 議 会 会 議 録

令和7年第3回嘉島町議会定例会会議録（第1号）

・招集年月日

令和7年9月8日（月曜日）

招集場所 役場庁舎議場

午前10時開会・開議

・出席議員（11名）

1番	春日公和	6番	森下文夫
2番	木下武	7番	満田和浩
3番	穴井智子	8番	増岡司
4番	齊藤進	9番	川野伸一
5番	園田義宣	10番	森田義雄
		11番	境野隆文

・欠席議員（0名）

・説明のため出席した者の職氏名

町長	鍋田平
教育長	青木政俊
総務課長	永田智紀
税務課長	永富嶋信行
町民保険課長	増永貴士
福祉課長	松本和美
農政課長	牛嶋寿男
建設課長	橋本浩史
企画情報課長	西本幸弘
都市計画課長	藤本賢二
学校教育課長	中富喬
社会教育課長	河原和幸
給食センター所長	石坂英一
会計管理者（兼会計室長）	吉本博志
監査委員	蜂屋誠

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 下田雅文

議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長報告

日程第4 報告第8号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

日程第5 報告第9号 令和6年度決算に基づく資金不足比率の報告について

日程第6 監査委員報告

日程第7 議案の上程及び提案理由の説明

- 1 議案第41号 嘉島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第42号 嘉島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第43号 令和6年度嘉島町下水道事業会計利益剰余金の処分について
- 4 議案第44号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第3号）
- 5 議案第45号 令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第46号 令和7年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第47号 令和7年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第48号 令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第49号 令和7年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 10 認定第1号 令和6年度嘉島町一般会計歳入歳出決算
- 11 認定第2号 令和6年度嘉島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 12 認定第3号 令和6年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算
- 13 認定第4号 令和6年度嘉島町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 14 認定第5号 令和6年度嘉島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 15 認定第6号 令和6年度嘉島町簡易水道事業会計決算
- 16 認定第7号 令和6年度嘉島町下水道事業会計決算

散 会

開会・開議 午前10時

・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（境野隆文君） 皆さん、おはようございます。8月の厳しい酷暑、それに引き続く線状降水帯による水害風水害がございましたが、本町においても水田被害また床上浸水等の被害がありました。県内外におきましても、死亡事故が起きるなど多大な水害の痕跡が残っている今日この頃でございますが、被害に遭われました皆様方には心よりお見舞いを申し上げるところであります。それでは本日議会を開会いたします。ただ今の出席人数は11名です。定足数に達していますので、令和7年第3回嘉島町議会定例会を開催いたします。直ちに本日の議会を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（境野隆文君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第119条の規定により、4番 齊藤 進議員、5番 園田 義宣議員を指名します。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第2 会期の決定

○議長（境野隆文君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から9月12日までの5日間にしたしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、会期は5日間と決定しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第3 議長報告

○議長（境野隆文君） 日程第3 議長報告となっております。

議長、一部事務組合議会、上益城広域連合議会の概要については、それぞれの所属議員から報告書が提出されています。なお、議案等を議会事務局に備えておりますので、ご参照下さるようお願い申し上げます。6月から8月までの例月現金出納検査結果について、監査委員から報告書が提出されています。

以上で議長報告を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第4 報告第8号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

○議長（境野隆文君） 日程第4 報告第8号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、町長の報告を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 皆さん、おはようございます。

報告第8号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率を報告します。表中、左から順に説明します。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は共に赤字にならず、比率は生じませんでした。実質公債費比率は10.9%、将来負担比率は61.1%となりました。なお、表中の括弧書きは早期健全化基準の数値であります。また、監査委員の審査意見書は添付のとおりであります。

令和7年9月8日提出 嘉島町長 鍋田 平

○議長（境野隆文君） 以上で報告第8号を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第5 報告第9号 令和6年度決算に基づく資金不足比率の報告について

○議長（境野隆文君） 日程第5 報告第9号 令和6年度決算に基づく資金不足比率の報告について、町長の報告を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 報告第9号 令和6年度決算に基づく資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく資金不足比率について報告します。

表中の特別会計名は簡易水道事業及び下水道事業ですが、いずれの事業においても資金不足にはならなかったため、資金不足比率は生じませんでした。なお、表中の括弧書きは経営健全化基準の数値であります。また、監査委員の審査意見書は添付のとおりであります。

令和7年9月8日提出 嘉島町長 鍋田 平

○議長（境野隆文君） 以上で報告第9号を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第6 監査委員報告

○議長（境野隆文君） 日程第6 監査委員報告となっております。令和6年度の会計決算審査結果について、監査委員の報告を求めます。

○代表監査委員（蜂屋誠君） 議長。

○議長（境野隆文君） 蜂屋代表監査委員。

○代表監査委員（蜂屋誠君） おはようございます。日程に従いまして、令和6年度の決算審査についてご報告いたします。

まず、一般会計及び特別会計において、地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定に基づき、町長から審査に付されました令和6年度嘉島町一般会計と特別会計の決算審査について、審査を実施いたしましたので、その結果を地方自治法第233条第3項の規定により、町長に対し意見書を提出しましたのでご報告いたします。

審査は令和6年度嘉島町一般会計及び国民健康保険特別会計、住宅新築資金等貸付特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の決算審査を7月22日から8月15日までにわたり実施いたしました。地方自治法第233条第1項の規定により、会計管理者は決算を調整し、出納閉鎖後3ヶ月以内に町長に提出することになっておりますが、今年の7月15日に証書類、その他政令で定める書類と合わせて提出されていることをまず確認いたしました。

審査にあたりましては、嘉島町監査委員監査規程及び監査基準に基づき実施いたしました。審査の着眼点としまして、収入支出が合法的に行われているか、議決された予算の執行が的確に行われているか、財政運営は総合的に見て適正であるかなどに重点を置き、計数の確認、予算の執行状況、事務事業の実施状況とその成果について、各会計の歳入歳出予算書と各課室等の歳入調定簿予算差引簿並びに提出資料等を詳細に照合調査の結果、計数に誤りはなく、証書類、諸帳簿、関係書類等の整理保存の処理も適切であり、全会計ともに収入支出は合法的に行われていることを確認いたしました。

次に財政運営状況については、依然として厳しい財政状況下でこれまでに取り組んでこられた企業誘致や開発等の事業によって、企業の進出や人口の増加等により、税収も年々伸びてきているものの、それに伴って社会保障や少子高齢化対策、子育て支援、さらには社会的基盤の整備も必要で、財政運営の適否の要素となる比率で町村では70%程度に収めることが妥当と考えられ、75%を超える場合はその財政構造は弾力性を失いつつあるとされる経常収支比率は88.8%と上回っており、前年度に比べて2.5ポイント増加しています。また、財政構造の弾力性を判断する数値で、公債に充てられる一般財源の額の標準財政規模に占める割合を表す比率で10%を超えないことが望ましいとされている実質公債費比率についても10.9%と昨年度より0.2ポイント上回っております。さらには財政上の能力を示す指数が1に近いほど財政力が強いと言われる財政力指数は昨年度に比べて0.01ポイント低く、0.60となっております。このようなことから町においては、住民の新たな行政需要と経済の変動に速やかにかつ弾力的な対応が望まれるよう、さらなる努力が必要で、それぞれの財政指数を一定のレベルで保持するよう健全な財政運営に努めなければなりません。

次に令和6年度嘉島町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書はいずれもその数値は正確であり、様式も地方自治法施行令の定めにより作成されており、適正であります。一般会計におきまして、歳入に対する歳出の執行率は92.30%となっております。また、特別会計の執行率は国民健康保険特別会計で98.52%、住宅新築資金等特別会計は35.14%、介護保険特別会計が95.15%、後期高齢者医療特別会計は96.36%であります。従いまして、令和6年度の各会計の予算の目的は達成されたものと認めます。

次に地方自治法第241条の規定による基金であります。特定の目的基金は一般会計において10件の基金が、特別会計では国民健康保険特別会計と介護保険特別会計で1件ずつの基金が設置され、それぞれが目的に沿って適正かつ効率的に運用されております。一般会計において、令和6年度は財政調整基金で23万3,409円が積立てられたので、年度末現在高は18億9,099万4,121円となっております。また、減債基金は2,573円が積立てられたので、年度末現在高は1億8,851万389円。公共施設等整備基金は3,738円が積立てられた

ので、年度末現在高は2億8,445万7,932円。ふるさと応援寄附基金は4億5,151万3,764円が積立てられ、3億8,000万円が取崩されたので、年度末現在高は5億9,832万3,350円。平成28年熊本地震復興基金は1万2,758円が積立てられ、321万4,000円が取崩されたので、年度末現在高は1億269万2,300円となっております。森林環境譲与税基金は令和2年度に全額が取崩されておりますので、年度末現在高は0円となっております。新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金は令和5年度に全額が解約されており、解約後の預金利息が113円ありましたが、一般会計へ算入されておりますので、年度末現在高は0円となっております。まち・ひと・しごと創生推進基金は640万26円が積立てられ、130万円が取崩されておりますので、年度末現在高は640万50円となっております。中山間ふるさと水と土保全基金と地域福祉基金については、預金利息は一般会計へ算入されますので、中山間ふるさと水と土保全基金の年度末現在高は令和5年度と同額の1,000万円、地域福祉基金は同じく1億1,440万円となっております。特別会計では国民健康保険特別会計の国民健康保険療養給付等基金について取崩しはなく、預金利息のみの3,008円が積立てられたため、年度末現在高は1億5,001万6,076円となっております。介護保険特別会計の介護給付費準備基金については1億5,284円が積立てられ、5,000万円が取崩されたので、年度末現在高は2億1,273万6,062円となっております。なお、基金の証書は安全で確実なる方法により、管理・保管されていることを確認いたしました。

次に公営企業事業会計の簡易水道事業と下水道事業についてご報告いたします。地方公営企業法第30条第1項の規定で、管理者は決算を調整し、事業終了後2ヶ月以内に町長に提出することになっていますが、決算に関する証書類が簡易水道事業で5月28日に下水道事業が5月29日に提出されていたことを確認いたしました。また、両会計ともに決算審査に付されました報告書並びに計算書等は関係法令に準拠して作成されており、事業の経営実績及び年度末現在の財政状況は適正で、関係帳簿その他証書類等を照合した結果、計数は正しく、予算の執行及び関連する事務は適正かつ効率的に執行されており、所期の目的は達成されていると認めました。それぞれの事業会計の審査結果についてですが、最初に令和3年度から公営企業会計となった簡易水道事業では令和3年10月に給水可能状態となり、翌年の4月から水道の使用が開始されております。令和7年3月末時点での配水管布設の進捗状況は計画に対して20.07%で年度末現在の給水戸数は101戸となっております。令和6年度の決算で収益が5,599万7,566円、費用額が5,101万5,323円で、差引額498万2,243円の利益を生じています。次に令和5年度から公営企業会計となりました下水道事業では、年度末現在の下水道の整備済み面積は289.9ha、下水道接続人口は6,705人で、下水道普及率は78.9%となっております。令和6年度の決算で収益額が4億4,819万2,854円、費用額が4億1,004万5,343円で差引額3,814万7,511円の利益を生じています。

最後に地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和6年度決算に基づく普通会計財政健全化判断比率について、また令和6年度決算に基づき嘉島町簡易水道事業会計及び嘉島町下水道事業会計の資金不足比率についての審査を実施いたしました。地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項並びに第22条第1項の規定による町長に対して意見書を提出しましたのでご報告いたします。令和6年度決算に基づく健全化判断比率の実質赤字比率につきましては、早期健全化基準であります15%に対して、赤字比率の数値は出ず黒字であり、また連結実質赤字比率につきましても早期健全化基準の20%に対して、赤字比率の数値は出ず黒字であります。実質公債費比率につきましては、早期健全化基準の25%に対して、10.9%であります。また、将来負担比率については早期健全化基準の350%に対して61.1%となっております。令和6年度の決算におきまして、早期健全化基準をそれぞれ下回った比率であり、問題はなく、提出された書類はいずれも適正に作成されていたことを認めました。また、嘉島町簡易水道事業会計並びに嘉島町下水道事業会計の資金不足比率審査意見書につきましては、資金不足比率が経営健全化基準の20%に対して、両会計とも決算において実質収支額が黒字であり、問題はなく、提出された書類はいずれも適正に作成されていたことを認めました。

以上をもちまして、令和6年度嘉島町一般会計と特別会計並びに公営企業事業会計決算についての概要報告を終わりますが、詳細につきましてはお手元に配付しております決算審査結果報告書をご覧くださいと思います。以上でございます。

○議長（境野隆文君） 以上で監査委員報告を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第7 議案の上程及び提案理由の説明

○議長（境野隆文君） 日程第7 議案の上程及び提案理由の説明となっております。

- 1 議案第41号 嘉島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第42号 嘉島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 3 議案第43号 令和6年度嘉島町下水道事業会計利益剰余金の処分について
- 4 議案第44号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第3号）
- 5 議案第45号 令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第46号 令和7年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第47号 令和7年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第48号 令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第49号 令和7年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 10 認定第1号 令和6年度嘉島町一般会計歳入歳出決算
- 11 認定第2号 令和6年度嘉島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 12 認定第3号 令和6年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算
- 13 認定第4号 令和6年度嘉島町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 14 認定第5号 令和6年度嘉島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 15 認定第6号 令和6年度嘉島町簡易水道事業会計決算
- 16 認定第7号 令和6年度嘉島町下水道事業会計決算

以上の16件を一括して議題といたします。

町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 改めまして、おはようございます。本日は議員の皆様にはお忙しい中、また暑い中に全員ご出席いただきまして感謝申し上げます。また、8月10日から11日にかけての豪雨により被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。それでは6月議会以降の町政報告をいたします。

8月11日の大雨による被害について、床上浸水が4件（内住家3件、非住家1件）となっております。また、緑川の氾濫により町営運動場及び高田みんなの広場公園が大きな被害を受けました。施設全体に土砂などの堆積物があり、利用できない状況となっております。利用者の方々には大変ご迷惑をおかけしますが、1日でも早く利用再開できるよう復旧作業に努めてまいります。被害額としましては、両施設で1億2,240万円程度と見込んでおります。また、本町の農業分野においては、大豆作付面積の約77%である約318haが冠水し、枯死するなど最大で7,500万円の被害が想定されており、水路などの農業用施設にも被害が確認されております。営農継続に支障をきたさないよう、引き続き国県へ働きかけをおこなうとともに、関係機関と連携して農業者の支援に努めてまいります。

町営住宅の一時提供については、令和7年8月11日の豪雨によって家屋の床上浸水した被災者に対し、家屋の修繕を実施する期間に限り、地方自治法第238条の4第7項に基づき、町営住宅の目的外利用として一時提供を行う準備が整いました。

上益城5町のごみ処理施設については現在、民間事業者 株式会社シムファイブスにおきまして、熊本県環境影響評価条例に基づき、環境アセスメントを実施されております。環境アセスメントにつきましては、現在方法書に基づく大気環境や水環境などの現地調査が進められており、今年夏頃に準備書が公表される予定でしたが、関係機関との調整や現地調査に時間を要したことにより、準備書の公表は令和7年11月以降となる見通しです。その後、評価書段階と進み、環境アセスメントが完了することになります。今後も各関係機関との協議や調整を行い、事業の進捗など随時情報発信しながら事業を進めて参ります。

東部台地土地区画整理事業「ゆうすいの杜」の進捗については6月13日から1-1工区南側の造成工事を着工いたしました。令和8年度中の整備完成を予定しております。また、次期工区（2工区）におきましては、権利者の皆様への個別説明会を8月18日から9月1日まで実施しております。年度内の工事着工を目標に関係機関との調整を図りながら、各種手続きを進めて参ります。

企業の進出については先月8/8、熊本南工業団地内に株式会社サンソニックが開所されました。本事業所は半導体関連製品の販売などを手がける台湾企業の尚立グループが設立した日本法人で、台湾企業の熊本進出を支援する拠点施設として、シェアオフィスやサポートサービスなどを提供する新たな事業に取り組まれるとのことです。進出を契機に町経済の活性化はもとより、企業活動を通じた台湾と町との友好交流が深まることを期待しています。

水の郷まつりについては例年8月第1土曜日の開催として定着しております。水の郷まつりにつきましては、近年夏場の猛暑で来場者や運営スタッフの熱中症が心配されることから、開催時期を涼しくなる10月にずらし、10月11日（土曜日）に、会場は例年どおりイオンモール熊本をお借りして開催したいと考えて

おります。開催にあたりましては来場者の安全確保を最優先に考え、安心して楽しめるまつりとなるよう準備を進めてまいります。

子育て支援センター和室改修工事及び螺旋階段安全対策工事については子育て支援センターの和室が経年劣化により使用不可の状態であり、事業の運営に支障をきたしていたため改修工事を行いました。さらに防災上の観点から、避難経路となる螺旋階段の安全対策工事も行いました。工事費用は1,969,000円で7月25日に完成しました。

嘉島東小学校学童防犯カメラ設置工事については嘉島東小学校学童の防犯及び不測の事故等の対策として、防犯カメラの設置を行いました。費用は、1,188,000円で8月1日に完成しました。

定額減税に伴う不足額給付については令和6年度、賃金上昇が物価高に追い付いていない国民の負担を軽減するため、定額減税を令和6年6月より実施し、定額減税しきれないと見込まれる方へ給付金（当初調整給付）を支給しました。今年度は当初調整給付の支給額に不足が生じる方等に対して、不足額を支給致します。令和6年分所得税や令和6年度住民税の定額減税実績額が確定し、当初調整給付の額と本来給付すべき額に差が生じる方へ支給する不足額給付Ⅰについては、対象者1,001名の方へ8月12日に通知を発送し、初回の振込みを9月12日に予定いたしております。また、定額減税対象外の方でかつ低所得世帯向け給付の対象世帯に該当しなかった方へ支給する不足額給付Ⅱについては、対象者213名の方へ8月27日に通知を発送し、初回の振込みを9月26日に予定致しております。

町指定文化財については、嘉島東部台地土地地区画整理事業に伴う発掘調査で見つかった古墳時代の「家形埴輪」、「罎形埴輪」、「劔原2号墳」の3件を、初の町指定文化財として6月24日に指定しました。

第75回上益城郡民体育祭については、第75回上益城郡民体育祭が7月13日を中心に御船町を主会場として開催されました。嘉島町からは10競技11種目にエントリーし、バスケットボール競技において男女ともに優勝されました。

嘉島中学校給食配膳室増築他工事ほかについては現在、準備工を経て、夏季休業中より本格的に着手し、工程を順調に進めています。両小学校体育館の照明LED化工事についても、夏季休業中を中心に工事を進め、今月中に現場作業が完了する見込みです。

嘉島東小学校校舎増築他工事については若干の工程の遅れは見られますが、新校舎の来年4月からの供用に向けて、引き続き児童の安全面に考慮しながら工事を進めています。

下水道事業の進捗状況については6月以降、上島中央北地区枝線築造工事（1工区）その②、西村地区枝線築造工事（10工区）、高田地区枝線築造工事（4工区）、（5工区）を発注しました。今後も引き続き西村地区、井寺地区、高田地区及び上仲間地区の管渠整備を進めてまいります。また、整備状況といたしましては令和7年3月31日現在で、全体計画面積452.6ha に対し、整備済み面積が289.9ha で、整備率64.1%となっております。また、接続率は令和7年3月31日現在で、供用開始区域内人口8,090人に対し、接続人口が6,705人で82.9%となっております。

以上が町政報告でございました。引き続き、提案理由説明を行います。

○議案第41号 嘉島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議案第42号 嘉島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上2件の議案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年10月1日から施行されることに伴い、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第43号 令和6年度嘉島町下水道事業会計利益剰余金の処分について

利益剰余金の処分について地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第44号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第3号）について

令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,059万9千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億1,580万2千円としました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第45号 令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ218万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,478万8千円としました。歳入

歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第46号 令和7年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について

令和7年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66万4千円としました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第47号 令和7年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

令和7年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,843万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,121万4千円としました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第48号 令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ646万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,840万5千円としました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第49号 令和7年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第1号）について

令和7年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収支予算のうち、収入において、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益を195万8千円減額し、総額を4億7,266万8千円としました。支出においては、第1款下水道事業費用、第1項営業費用を1,072万6千円減額し、第2項営業外費用を89万2千円減額し、総額を4億3,816万1千円としました。資本的収支予算のうち、収入においては、第1款資本的収入、第2項企業債を6,580万円、第4項国庫補助金7,536万円、それぞれ減額し、総額を3億5,934万円としました。支出においては、第1款資本的支出、第1項建設改良費を1億4,085万円減額し、総額を5億3,628万2千円としました。なお、収益的収支予算及び資本的収支予算の補正金額の詳細につきましては、令和7年度嘉島町下水道事業会計補正予算実施計画明細書をご参照ください。

以上で提案理由の説明を終わりますが、

認定第1号 令和6年度嘉島町一般会計歳入歳出決算

認定第2号 令和6年度嘉島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定第3号 令和6年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算

認定第4号 令和6年度嘉島町介護保険特別会計歳入歳出決算

認定第5号 令和6年度嘉島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

以上、5件の決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものであります。また、同条第5項の規定による主な施策の成果につきましては、会計ごとに事業成果調書を作成し、お手元に配布のとおりであります。詳細につきましては、会計管理者に説明をさせますので、ご審議のうえ、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

認定第6号 令和6年度嘉島町簡易水道事業会計決算

認定第7号 令和6年度嘉島町下水道事業会計決算以上、2件の決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものであります。詳細につきましては、企業出納員に説明をさせますので、ご審議のうえ、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で提案理由等、すべて説明を終わります。

○会計管理者（吉本博志君） 議長。

○議長（境野隆文君） 吉本会計管理者。

○会計管理者（吉本博志君） おはようございます。会計管理者の吉本です。令和6年度決算についてご説明申し上げます。

認定第1号 令和6年度嘉島町一般会計歳入歳出決算書をお手元に準備願います。1ページから3ページが歳入の一覧です。費目の区分は款、項までの記載となっております。3ページの歳入合計をご覧ください。

予算現額86億6,465万円、調定額75億2,500万2,234円、収入済額75億27万1,843円、不納欠損額94万4,384円、収入未済額2,378万6,007円、予算現額と収入済額との比較マイナス11億6,437万8,157円となりました。

4ページと5ページが歳出です。5ページの歳出合計をご覧ください。予算現額86億6,465万円、支出済額69億4,542万7,545円、翌年度繰越額13億2,175万2,081円、不用額3億9,747万374円、予算現額と支出済額との比較17億1,922万2,455円となりました。歳入歳出差引残額は5億5,484万4,298円でございます。うち基金繰入額はありません。令和7年9月8日提出、町長名でございます。

歳入歳出の詳細につきましては、6ページから62ページまでの歳入歳出決算事項別明細書を参照くださるようお願いいたします。こちらは費目の区分を款、項、目、節まで記載しております。備考欄に内訳を記載しておりますので、説明は割愛させていただきます。次に63ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額75億27万1,843円、歳出総額69億4,542万7,545円、歳入歳出差引額5億5,484万4,298円。翌年度へ繰越すべき財源としまして、繰越明許費繰越額が5億1,645万2,000円ありますので、実質収支額は3,839万2,298円となりました。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入はございません。次のページをお願いいたします。

財産に関する調書です。公有財産の土地及び建物の総括表となっております。令和6年度末現在、町が所有する土地と建物の状況を示しています。合計欄をご覧ください。左から、まず土地でございます。5年度末現在高41万9526.66m²。6年度中の増減高400.43m²、6年度末現在高41万9927.09平方m²。次に建物のうち木造の建物、5年度末現在高6124.77m²、6年度中の増減はありません。6年度末現在高は変わらず、6124.77m²です。非木造の建物、5年度末現在高3万8629.57m²、6年度中増減高マイナスの44.66m²、6年度末現在高3万8534.91m²。建物の合計は延面積で5年度末現在高4万4754.34m²、6年度中増減高マイナスの44.66m²、6年度末現在高4万4709.68m²でございます。

次に65ページは行政財産です。6年度中に増減がありました物件についてご説明します。土地は400.43m²の増加です。これは防火栓用地、町公園用地、ゴミ置場用地の取得によるものです。次に建物は非木造の建物が44.66m²の減少となっておりますが、令和2年度に取壊しを行った旧公民館裏の車庫について台帳上残っていたものを削除したものです。行政財産の6年度末現在高は土地が40万8609.76m²。建物が延面積で4万4452.22m²となっております。

66ページは普通財産です。土地のその他の施設及び宅地において増減がありますが、憩の家の敷地の分類区分変更によるものです。普通財産の6年度末現在高は土地が1万1317.33m²、建物が257.46m²となっております。

次のページをお願いいたします。公有財産の出資による権利でございます。出資金、出捐金、拠出金を合計14件保有しております。5年度末現在高の合計は5,317万2,000円でしたが、6年度中に熊本さわやか長寿財団出捐金の取崩しが1万8,223円あり、嘉島町下水道事業へ6,567万4,000円追加出資を行いましたので、6年度末現在高の合計は1億1,882万7,777円となります。

次のページをお願いいたします。物品に関する調書でございます。嘉島町財務規則第100条の規定に基づき1件の取得価格50万円以上のもの及び車両を掲載しております。5年度末現在高175点、6年度中の増加が4点、減少が6点、6年度末現在高は173点でございます。

次のページをお願いいたします。基金に関する調書でございます。10件の基金を有しており、5年度末現在高の合計31億2,212万5,874円に対し、6年度中の積立てや取崩しによる増減は7,365万2,268円で6年度末現在高は31億9,577万8,142円です。各基金における年度中の増減の内訳は摘要欄を参照願います。なお、これらの金額は3月31日現在のものであり、出納整理期間中の増減は含まないことから、決算書における基金繰入金や基金積立金の決算額とは一致しないことをご承知おき願います。

以上で、一般会計の歳入歳出決算の説明を終わります。

続きまして、認定第2号 令和6年度嘉島国民健康保険特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

1ページが歳入です。歳入合計をご覧ください。予算現額11億2,265万8,000円、調定額9億7,783万4,878円、収入済額9億5,408万9,825円、不納欠損額46万4,384円、収入未済額2,328万669円、予算現額と収入済額との比較マイナス1億6,856万8,175円となりました。

次に2ページが歳出です。歳出合計をご覧ください。予算現額11億2,265万8,000円、支出済額9億3,992万3,841円、翌年度繰越額ははありません。不用額1億8,273万4,159円、予算現額と支出済額との比較1億8,273万4,159円となりました。歳入歳出差引残額1,416万5,984円。うち基金繰入額ははありません。令和7年9月8日提

出、町長名でございます。

3ページから10ページまでは事項別明細書です。説明は割愛させていただきます。

次に11ページをお開き願います。実質収支に関する調書です。歳入総額9億5,408万9,825円、歳出総額9億3,992万3,841円。歳入歳出差引額は1,416万5,984円です。翌年度へ繰越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額も1,416万5,984円です。地方自治法第233条の2の規定による基金繰入れはありません。

次のページをお願いします。財産に関する調書です。国民健康保険療養給付費等基金5年度末現在高1億5,001万3,068円、6年度中に3008円増加し、6年度末現在高は1億5,001万6,076円となっております。増額の内訳は預金利息3,008円です。以上で、国民健康特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

続きまして、認定第3号 令和6年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算書をお願いします。

1ページが歳入でございます。歳入合計をご覧ください。予算現額94万6,000円、調定額7,983万101円、収入済額87万842円、不納欠損額385万961円、収入未済額7,510万8,298円。予算現額と収入済額との比較マイナス7万5,158円となりました。

2ページが歳出でございます。歳出合計をご覧ください。予算現額94万6,000円、支出済額30万6,000円、翌年度繰越額0円、不用額64万円。予算現額と支出済額との比較64万円となりました。歳入歳出差引残額56万4,842円、うち基金繰入額0円。令和7年9月8日提出、町長名でございます。

3ページと4ページは、事項別明細書です。説明は割愛させていただきます。

次に5ページをお開き願います。実質収支に関する調書です。歳入総額87万842円、歳出総額30万6000円、歳入歳出差引額56万4,842円。翌年度へ繰越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額も56万4,842円となります。地方自治法第233条の2の規定による基金繰入はありません。以上で住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

続きまして、認定第4号 令和6年度嘉島町介護保険特別会計歳入歳出決算書をお願いします。

1ページが歳入です。歳入合計をご覧ください。予算現額9億9,499万1,000円、調定額9億9,893万9,680円、収入済額9億9,827万8,423円、不納欠損額1万2,060円、収入未済額64万9,197円。予算現額と収入済額との比較マイナス328万7,423円となりました。

2ページが歳出です。歳出合計をご覧ください。予算現額9億9,499万1,000円、支出済額9億4,991万1,251円。翌年度繰越額0、不用額4,507万9,749円。予算現額と支出済額との比較4,507万9,749円となりました。歳入歳出差引残額4,836万7,172円。うち基金繰入が0円です。令和7年9月8日提出、町長名でございます。

3ページから11ページまでは事項別明細書です。説明は割愛させていただきます。

次に、12ページをお開き願います。実質収支に関する調書です。歳入総額9億9,827万8,423円、歳出総額9億4,991万1,251円、歳入歳出差引額は4,836万7,172円。翌年度へ繰越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額も4,836万7,172円です。地方自治法第233条の2の規定による基金繰入はございません。

次のページをお願いします。財産に関する調書です。介護給付費準備基金、5年度末現在高1億6,273万778円、6年度中に5,000万5,284円増加し、6年度末現在高は2億1,273万6,062円です。増減内訳は預金利息5,284円、積立1億円、取崩が5,000万円となります。以上で、介護保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

続きまして、認定第5号 令和6年度嘉島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書をお願いします。

1ページが歳入です。歳入合計をご覧ください。予算現額1億8,350万3,000円、調定額1億7,211万5,948円、収入済額1億7,163万8,189円。不納欠損額5,100円、収入未済額47万2,659円、予算現額と収入済額との比較マイナス1,186万4,811円となりました。

2ページが歳出です。歳出合計をご覧ください。予算現額1億8,350万3,000円、支出済額1億6,538万3,145円、翌年度繰越額0円、不用額1,811万9,855円。予算現額と支出済額との比較1,811万9,855円となりました。歳入歳出差引残額625万5,044円、うち基金繰入額0円。令和7年9月8日提出、町長名でございます。

3ページから6ページまでは事項別明細書です。説明は割愛させていただきます。

7ページをお開き願います。実質収支に関する調書です。歳入総額1億7,163万8,189円、歳出総額1億6,538万3,145円、歳入歳出差引額625万5,044円。翌年度へ繰越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額も625万5,044円です。地方自治法第233条の2の規定による基金繰入はありません。以上で、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

これもちまして、令和6年度普通会計5件の歳入歳出決算の説明を終わります。認定くださるよう、ご審議のほどよろしく願います。

○建設課長（橋本浩史君） 議長。

○議長（境野隆文君） 橋本建設課長。

○建設課長（橋本浩史君） おはようございます。建設課長の橋本でございます。

簡易水道事業会計は公営企業会計となっておりますので、決算報告は担当課長の私より説明を行わせていただきます。

それではお手元でございます。認定第6号 令和6年度嘉島町簡易水道事業会計決算書をご覧ください。開いていただきまして、1ページが収益的収入及び支出となります。費目の区分は款、項までの記載となっております。この収益的収入及び支出とは経営活動に伴って生じる収益・収入と費用・支出のことを表します。

まず、上段の表の収入第1款水道事業収益でございます。当初予算額5,581万6,000円、補正予算額24万7,000円、地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額にかかる財源充当額は0円。これらを合算しました予算額の合計は5,606万3,000円となります。決算額は6,007万3,636円となりますので、予算額と比べた決算額の増減はプラス401万636円となりました。

続きまして、下段の表の支出第1款水道事業費用でございます。当初予算額5,567万8,000円、補正予算額マイナス154万6,000円、予備費支出額、流用増減額、地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額及び地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額0円。これらを合算しました予算額の合計は5,413万2,000円となります。決算額は5,130万6,297円となりますので、282万5,703円が不用額となりました。

続きまして、2ページの資本的収入及び支出となります。この資本的収入及び支出とは、施設の新設、改築など建設改良のための費用や企業債償還金などの支出とその財源となる収入のことを表します。

まず、上段の表の収入第1款資本的収入でございます。当初予算額5,988万3,000円、補正予算額マイナス1,665万2,000円、地方公営企業法第26条の規定による繰越額にかかる財源充当額194万3,000円、継続費通次繰越額に係る財源充当額0円。これらを合算しました予算額の合計は4,517万4,000円となります。決算額は4,517万4,000円となりますので、予算額と比べた決算額の増減は0円となりました。次に下段の表の支出における第1款資本的支出でございます。当初予算額6,609万8,000円、補正予算額、予備費支出額、流用増減額は共に0円でございます。地方公営企業法第26条の規定による繰越額583万円、継続費通次繰越額は0円。これらを合算しました予算額の合計は7,192万8,000円となります。これに対する決算額は6,375万9,409円。翌年度繰越額のうち地方公営企業法第26条の規定による繰越額継続費通次繰越額は0円となりましたので816万8,591円が不用額となりました。

ただ今説明いたしました、資本的収入及び支出について1点の補足説明でございます。資本的収入決算額4,517万4,000円に対しまして資本的支出決算額は6,375万9,409円となります。これを比較しますと収入側におきまして1,858万5,409円が不足する結果となりますが、この差額につきましては過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,858万5,409円で補填し、調整を行うこととなります。

以上で、簡易水道事業会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。認定のほどよろしく願いいたします。

続きまして、下水道事業におきましても公営企業となりますので、引き続き私のほうで下水道事業の決算報告を行わせていただきます。認定第7号と左上に記載されております決算書をお手元にご準備いただければと思います。

めくっていただきまして1ページ目の収益的収入及び支出となります。費目の区分は款、項までの記載となっております。

まず、上段の表の収入第1款下水道事業収益でございます。当初予算額4億7,484万7,000円補正予算額マイナス175万4,000円、地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額にかかる財源充当額は0円。これらを合算いたしました予算額の合計は4億7,309万3,000円となります。決算額は4億7,728万7,995円となりますので、予算額と比べた決算額の増減はプラス419万4,995円となりました。

続きまして下段の表の支出第1款下水道事業費用でございます。当初予算額4億5,197万1,000円、補正予算額マイナス1,829万7,000円。予備費支出額、流用増減額、地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額及び地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額は0円でございます。これらを合算しました予算額の合計は4億3,367万4,000円となります。決算額は4億1,967万7,956円となりますので、1,399万6,044円が不用額となりました。

続きまして2ページの資本的収入及び支出となります。まず上段の表の収入第1款資本的収入でございます。当初予算額5億1,790万8,000円。補正予算額マイナス1億76万5,000円。地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額1億3,670万1,000円。これらを合算しました予算額の合計は5億5,384万4,000円

となります。決算額は4億4,473万2,000円となりますので、予算額と比べた決算額の増減はマイナス1億911万2,000円となりました。

次に下段の表の支出における第1款資本的支出でございます。当初予算額6億9,827万6,000円、補正予算額マイナス1億1,050万7,000円。地方公営企業法第26条の規定による繰越額1億7,780万7,000円。これらを合算いたしました予算額の合計は7億6,557万6,000円となります。これに対する決算額は6億1,266万9,719円。翌年度繰越額は1億5,135万4,000円となりますので、155万2,281円が不用額となりました。資本的収入決算額4億4,473万2,000円に対しまして、資本的支出決算額は6億1,266万9,719円です。これを比較しますと、収入側におきまして翌年度へ繰越される支出の財源に充当する1,588万4,000円を除き、1億8,382万1,719円が不足する結果となりますが、この差額におきましては当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,984万6,664円、それから当年度損益勘定留保資金1億2,410万7,324円、減債積立金2,320万2,731円、繰越工事資金1,666万5,000円で補填し、調整を行うこととなります。

続きまして4ページの剰余金計算書（案）となります。この剰余金計算書（案）とは資本取引から生ずる剰余金と、毎年度の利益を源泉とする剰余金がありまして、資本剰余金は発生の事実に基づき、適当な区分に従って整理いたします。利益剰余金は営業活動から生じた剰余金を特定目的のために積立てることとなります。整理または積立てることが議決事項になるところでございます。未処分利益剰余金当年度末残高3,814万7,511円を減債積立金へ積立てを行います。以上で下水道事業会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。認定のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（境野隆文君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。なお、明日9日及び明後日10日は、議案調査のため休会、次会は11日となっております。当日は定刻までに、本会議場にご参集下さい。本日は、これで散会します。お疲れ様でした。

散会 午前11時26分

令和7年9月9日（火曜日）

休 会

令和7年9月10日（水曜日）

休 会

令和7年第3回嘉島町議会定例会会議録（第2号）

・招集年月日

令和7年9月11日（木曜日）

招集場所 役場庁舎議場

午前10時開会・開議

・出席議員（11名）

1番	春日公和	6番	森下文夫
2番	木下武	7番	満田和浩
3番	穴井智子	8番	増岡司
4番	齊藤進	9番	川野伸一
5番	園田義宣	10番	森田義雄
		11番	境野隆文

・欠席議員（0名）

・説明のため出席した者の職氏名

町長	鍋田平
教育長	青木政俊
総務課長	永田智紀
税務課長	永富嶋信行
町民保険課長	増永貴士
福祉課長	松本和美
農政課長	牛嶋寿男
建設課長	橋本浩史
企画情報課長	西本幸弘
都市計画課長	藤本賢二
学校教育課長	中富喬
社会教育課長	河原和幸
給食センター所長	石坂英一
会計管理者（兼会計室長）	吉本博志
監査委員	蜂屋誠

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 下田雅文

議事日程第2号

日程第1 一般質問

日程第2 議案の質疑 討論 採決

- 1 議案第41号 嘉島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第42号 嘉島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第43号 令和6年度嘉島町下水道事業会計利益剰余金の処分について
- 4 議案第44号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第3号）
- 5 議案第45号 令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第46号 令和7年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第47号 令和7年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第48号 令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第49号 令和7年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第1号）

散 会

開会・開議 午前10時

・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（境野隆文君） おはようございます。ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、令和7年第3回嘉島町議会定例会4日目は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第1 一般質問

○議長（境野隆文君） 日程第1 一般質問となっております。

一般質問については、9名の議員から通告がっております。まず、4番 齊藤 進議員の質問を許します。

○4番（齊藤進君） 議長。

○議長（境野隆文君） 齊藤議員。

○4番（齊藤進君） おはようございます。4番 齊藤です。

内水氾濫対策で質問します。まず初めに、8月10日の夜から11日にかけて降り続いた記録的大雨で被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

水かさが一気に加速し、樋門のポンプを回してもなかなか水位が下がらず大変心配しました。そこで今回のような内水氾濫により一番考えるのは車などの機械類をどこに移動するかと、次に家へ浸水したらどうするかと考えると思います。本町でも4件の床上浸水が発生し、うち3件が住宅と聞いています。そこで車などの機械類について、高台にある企業等に依頼し駐車場や道路など邪魔にならないところを車など機械類の一時的な避難場所として利用できないかと思い町の考えを質問します。

ちなみに私の地区では区長の指示により、車の被害が出ないよう全区に連絡をして、近くの企業の私道を利用させてもらい車が43台避難しました。一応報告しておきます。

○総務課長（永田智紀君） 議長

○議長（境野隆文君） 永田総務課長。

○総務課長（永田智紀君） おはようございます。総務課長の永田です。よろしく願いいたします。4番 齊藤議員のご質問にお答えいたします。

内水氾濫対策につきましては、これまで排水機場の整備や河川改修などのハード対策とハザードマップの作成・公表、住民の自助努力を含むソフト対策を組み合わせた総合的な取り組みを進めてまいりました。

ご質問にある「高台にある企業等に依頼し、駐車場や道路など邪魔にならない場所を車や機械類の一時的な避難場所として利用する」というご提案は、災害時の機動性向上と被害拡大の回避につながる可能性を有していると考えます。特に、洪水時の避難・初動対応においては、車両や機械が動線を塞がないこと、救急・消防・自衛隊等の緊急車両の通行を妨げないことが最優先となります。

その観点から、民間の高台保有地を活用することは想定される被害の分散化と迅速な復旧を促進する有効な選択肢となり得ます。嘉島町においては高台にあり、浸水する可能性が少ない企業として北甘木区に位置するサントリービール株式会社があります。令和3年に嘉島町はサントリービール株式会社と災害時における飲料水の供給協力及び一時避難場所の提供に関する協定を締結し、同協定書の3条に「サントリービール工場株式会社の所有する敷地の一部を一時避難場所としての提供に関し、要請することができる」と定めています。

また、平成18年にイオンモール熊本と災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定を締結し、同協定書の第1条第2項に「イオンモール熊本の駐車場を被災者に対し、避難場所として提供すること」と定めています。

今回の大雨の際は、避難者が避難中に二次被害に遭うおそれがあったため、両企業に一時避難場所としての提供を要請しなかった経緯がありますが、今後必要な場合には要請を行い、避難場所として利用していきたいと考えています。

以上で答弁を終わります。

○4番（齊藤進君） 議長。

○議長（境野隆文君） 齊藤議員。

○4番（齊藤進君） ご回答ありがとうございました。内水氾濫の対策の避難場所としてサントリービール工場株式会社の敷地と、イオンモール熊本の駐車場の2箇所を定めているとのこと。あとは洪水の量でどこに避難するか個人の判断でして欲しいとの回答だと思います。今回のような規模の洪水では車の被害もあったと思います。そこで内水浸水想定区域想定図などを作成し、広報紙などで知らせる必要があると思い

ますし、電柱などにいつどこまで水がきたなど、車を運転して分かるように印をつける必要もあるかと思ひます。そうすることで車などの被害も少なくすると思ひますので、町のほうの検討を願ひます。以上で質問終わります。

○議長（境野隆文君） 以上で、齊藤議員の質問を終わります。続いて、8番 増岡 司議員の質問を許します。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（境野隆文君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） 皆さん、おはようございます。8番 増岡でございます。これから質問に入ります。この定例会では我が町の財政の中期見通しと行財政改革の進捗についてお尋ねをいたします。私は質問にあたりまして、鍋田町長のまちづくりに対する熱い想いをしっかりと聞きたいと考えます。町長ご自身にお尋ねをするものでございます。町長、主体性をもって答弁をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは参ります。まず私たち市町村自治体を包含いたします熊本県は6月1日に中期財政の見通しを公表いたしました。町長も新聞報道などでご承知だと思います。令和8年度から令和12年度までの5年間に限定した見通しでございます。熊本県が試算しました中期の財政収支は毎年69億円から201億円の不足と、5年間では685億円の財源不足が生じる見込みであるとのことでございます。これに對しまして、木村知事は県議会に對して、財源の不足理由について歳入の増加が歳出に追いついていないことが課題と話し、財政構造の立て直しに向け事業な事業の選択と集中、そしてスクラップ&ビルドを徹底したいとして政策を精査していく考えを示しております。熊本県であれ、嘉島町であれ、財政のツケを次の世代に回してはなりません。まず、町長に我が町の令和7年度の予算編成時の歳入歳出概算要求の差額がどれほどであったのか、これを聞かせていただき令和8年度から令和12年度までの中期財政の見通しを基に我が町の経営者として、どのような財政運営をやっていくのか基本的な姿勢をお示しください。町長お願いいたします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 皆さん、おはようございます。8番 増岡議員のご質問にお答えいたします。

まず、町づくりに対する思いについてですが、昨年12月議会において、増岡議員のご質問に對し、子どもや高齢者にやさしいまちづくりや開かれた町政、自然と開発のバランスを考えながら、積極的な企業誘致を行い、安全で安心なまちづくりを行うとお答えしたところでございます。今回、ご質問の令和7年度の歳入歳出の要求額についてですが、歳入が76億692万3,000円、歳出が84億7,955万5,000円であり、差額は8億7,263万2,000円のマイナスでありました。また、令和8年度から12年度までの中期財政の見通しとしましては、給食費等無償化検討委員会でシミュレーションした結果とはなりますが、令和8年度がマイナス8,434万6,000円、令和9年度がマイナス1億5,888万3,000円、令和10年度からはプラスに転じ、2億739万9,000円、令和11年度が6億645万2,000円、令和12年度が4億9431万円となる見込みであります。

嘉島町は、人口戦略会議が公表した報告書において自立持続可能性自治体に該当するとされております。また、嘉島町人口ビジョンでは2060年の人口を10,475人と展望しています。

これらの想定を超えるべく、継続して企業誘致、秩序ある開発に取組み、加えてDX推進による行政サービスの効率化及び住民サービスの向上、財政健全化による持続可能な財政基盤の構築、職員のスキル向上等に取組むことで、住んでみたい住んで良かったと思ってもらえる活力とうるおいに満ちた嘉島町にしたいと考えています。

以上です。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（境野隆文君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） ありがとうございます。確認でございますが、この数値は簡易水道事業会計、そして公共下水道事業に對して、一般会計として億単位の支援金が注入されております。全てこの数字のなかに入っていると理解してよろしいですか。よろしいですね。はい、分かりました。

令和7年度の歳入歳出要求の差がマイナス8億円余り。そして、今後5過年間の我が町の中期財政の見通しは給食費等無償化検討委員会のシミュレーションでは、令和8年から9年度はマイナスであるが、令和10年度は2億円、11年度が6億円余り、12年度が5億円弱プラスに転じるということでございます。この見通しは私たち行政、議会に携わるもの非常に喜ばしいことでございます。しかし、現時点では見込めない財政課題もあるのではないのでしょうか。例えば、直近の課題ではガソリン暫定税率廃止法案がこれからの国会の焦点になるようです。法案が通過すれば、地方自治体の財政運営にとって大きな影響があるのではない

でしょうか。ガソリン税の一部は地方に対して、地方揮発油譲与税として交付をされております。当然、我が町にも交付されております。もし、このガソリン暫定税率が廃止されることになれば、道路などのインフラ整備の持続や将来の財政負担の増加に対してのリスクが伴うことになります。全国の市町村の財政にとっては、まさにこのガソリン税率廃止法案の行方が命綱と言われております。

財政管理の基本原則として、入を量りて出ざるを制するという言葉がございます。これは京セラの創業者であり、後に日本航空が経営不審に陥った際、乞われて無報酬で会長職を引き受け、経営再建に尽力された稲森和夫さんの言葉でございます。企業経営の理念は利益と社会貢献、そして地方自治体の運営の理念は地域住民の生活の質を高めること、つまり住民福祉の質の向上と地域の持続可能性を確保することにあります。

今回、明らかになりました我が町の中期財政の見通しのなかで令和8年から令和9年度のマイナス減少となりました。この収支の穴を埋めるための対策は町長にとりまして、大きな課題であると認識いたします。

私は我が町の財政状況は多くの課題を抱え、近々には財政の硬直化を有慮する現状にあるのではないかと考えます。行財政改革は財政が豊かだからとか脆弱だからということではなく、持続可能な行財政運営のために普段から永続的に取り組んでいかなければならないことだと考えております。

覚えておられると思いますが、私は1年半前から行財政改革を進めていかなければならない、重要課題であると提唱してまいりました。まず、行財政改革では1つ目としまして組織の見直し、そして職員の定数管理あるいは業務の民間委託の推進、審議会や協議会などの見直しなど行財政改革ではこういったことが求められます。次に財政改革では歳入に見合った歳出構造の構築、2番目には特別会計の健全化、これは特に簡易水道公共下水道事業会計についてしっかりと財政を見直していかなければならないと思っております。補助金交付金の見直し、そして人件費の抑制と一般行政費の見直し、こういうことを掲げることができません。

私はかつて2度、昨年3月そして9月に行財政改革への着手と進捗について質問をいたしました。しかし、町長からは具体的な方針や計画はなかったのではと執行部の職員そして議員方も感じられたのではないのでしょうか。町長の答弁のなかで1つだけ町村でプログラムを策定しているところもあるが検討して、必要であればと・・・という発言がございました。町長、その必要性の検討はなされましたでしょうか。

全国には1741の市町村自治体がございます。いろいろな自治体があります。行財政改革は、第一義には執行機関が積極的に取り組むのが通常でございます。逆に議会が能動的に意見を述べ、さらには提案をして、自治体改革を進めている事例はいくつもございます。

我が町の改革が、もし先に進まないようなことであるならば、私たち議会も覚悟を持って改革に取り組まなければならないのかなとも考えます。これからの5年間、あらゆる行財政の執行場面において、しっかり財源を確保し、スリムな執行体制を作らなければならない、1番大事なときではないのでしょうか。

特に小中学校の校舎増改築を中心としまして、集中的に起債を借入れたことに伴い、これからは膨大な借入金の返済が続きます。全国の自治体では次のような例もあるんです。

例えば、島根県の大田市では計画されている市役所本庁舎の整備事業の財源を確保するために、令和7年度今年から市長や特別職の管理職の給与を5年間減額する条例案が可決されております。特別職の報酬は当然としましても、職員の生活級を削減するようなことは決してあってはなりません。我が町ではこのようなことがないようにしっかりと計画を持って対応していかなければならないのではないのでしょうか。

鍋田町長が就任される前の行財政改革への取組み資料がここにございます。これは平成15年から24年度までの10年間の計画であり、この中間の平成19年度の実績について記してあります。

ただ今申しました平成15年から平成24年度の表題が「嘉島町における行政改革の取組み」でございます。行政改革そして財政改革と個別に計画が上段に謳われております。そして、平成15年から19年の中間の5年間の実績。これが実績として、平成19年度末で出されております。行政改革では役場の組織の見直し、職員数の低減、そして議員定数の削減ということで14人から11人へ定員が減らされております。この組織の見直しとか職員数の削減といいますのは、そのときそのときによって弾力的に数字は変わってまいります。

次に財政面での改革では、収入改革では施設の利用料の値上げとかいろんなことが書いてありますが、歳出削減では、平成10年から助役の不在、今で言います副町長の不在ということ。それから人件費の削減、三役議員報酬の5%カット、管理職手当の引き下げ、そして各種団体運営補助金の一律カット、平成16年が5%、17年が5%と。そして、寡婦医療費扶助の廃止ということでございます。こういったことが計画をなされ、そして実績として、ここに表してございます。このなかで、副町長につきましては平成10年からずっ

と続いております、不在が。令和元年には副町長をおかない特例条例を制定がなされております。

また、数年前には嘉島幼稚園の運営を私立の認定こども園に移譲といった譲り渡しの取り組みもなされております。当然のこと、一般行政経費はできる限り、不要不急な経費を減らす努力がなされております。

今回7月に学校給食費無償化検討委員会設置要綱というのが掲示板に貼り出されておりました。無償化のための財源を捻出しようと委員会を組織されているようでございます。

しかし、もっと大きな視点をもって嘉島町民全体の福祉の増進を図るための行政財政の見直しを行うことが重要ではないかと考えます。町長にとりましては、当然公約の実現が先と考えられるかもしれませんがやることをやっていけば、それは後からついてくるものではないでしょうか。私は行財政改革の実施については鍋田町長に令和6年3月に初めての提言をして、1年半が経過しました。行財政改革をやるのかやらないのかずっと動向を注視してまいりました。行財政改革は我が町の子どもたちから高齢者までの福祉の増進のためにやらなければならない重要な課題だと考えております。どこまでその取り組みが進んでいるのか町長お尋ねをいたします。よろしく願いいたします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 答弁する前に1点だけ、確認というところで。支援金ということですが、繰出金というふうに。

○8番（増岡司君） 繰出金ですね。そうです。

○町長（鍋田平君） それでは答弁に移ります。

本町の財政状況ですが、先ほど申し上げましたとおり一般会計予算の今後10年のシミュレーションを作成したところです。令和7年度から9年度に集中する小中学校増築工事により、一時的に財政負担が大きくなるため、令和9年度までは財政調整基金の取り崩しが必要になります。

しかし、令和10年度以降は財政調整基金を取崩すことなく、積立額が徐々に増えていく見込みであります。そのため、現時点では行財政改革は必要ないと考えておりますが、このシミュレーションが崩れた場合には、行財政改革に取り組むべきだと考えます。

また、本町の令和6年度決算の経常収支比率は88.8%であり、平成26年度の84.6%と比べると10年で4.2%の増となっており、義務的経費が増加していることは事実であります。

そのため、全職員が現状を理解し、最小の経費で最大の効果を目指すという共通認識の基、無駄な経費を削減していくことはもちろんのことですが、定住促進や企業誘致による税収増を目指し、持続可能な財政運営に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（境野隆文君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） ただ今、我が町の現在と将来の財政見通しを踏まえたうえで、町長は数年後にはプラスに転じるから行政改革は必要ないという楽観的な見通しに對しまして、私はそれでいいのですかと申し上げたいと思います。

なぜならば、次の4つの項目を掲げております。1つ目でございます。経常収支比率が現在、増加傾向にあることでございます。人口の増加は喜ばしいことでございますが、これに伴い児童生徒数の増加による扶助費や保育施設への施設が増加しております。また、各種の起債事業による地方債の償還も重なり、経常的な支出が膨らんでおります。将来の財政運営に柔軟性がなくなります。2つ目でございます。財政的な将来負担比率です。本町の将来負担比率は令和2年度に上昇傾向が始まりました。令和4年度に94.6%まで上昇しております。令和3年度からしますと17.7%も増加しております。これは熊本地震の起債償還や学校の施設改修などが重なった結果でございます。今後も学校施設整備などの大型事業が予定されております。さらに厳しくなる見込みでございます。3つ目でございます。財政力指数と税の収納率の高さに注目してください。嘉島町の現在の財政力指数、そして税の徴収率の高さということでございます。本町は財政力指数が0.60と類似団体を上回り、町税の収納率も98.89%と非常に高いものがございます。財政的に豊かだから、そして税収も順調だから必要ないということではなくて、逆に言えばこの豊かさのなかにこそ改革の余地があるのではないのでしょうか。財政が乏しい自治体であるならば、それより以上の改革は望みません。4つ目でございます。今、改革に着手しない理由の矛盾でございます。数年後にプラスに転じるから今は改革は必要ないという理論が将来の回復を前提にしており、リスク管理の視点がかけているのではないのでしょうか。将来の回復を前提に現状維持を選ぶのは財政運営として、極めて危ない判断ではないのでしょうか。

シミュレーションが崩れたならばということではなくて、むしろ今こそ予防的な改革が必要ではないでしょうか。最後でございます。我が町の財政を運営するにあたりまして、事業計画は何に力を入れて何を諦めるのか、これを判断すること、これが極めて重要ではないでしょうか。嘉島町としての財政規律を確立して、中長期的な財政計画に基づき、強固な財政基盤を整えて嘉島町が将来に向けて発展していくような施策を望むものでございます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（境野隆文君） 以上で、増岡議員の質問を終わります。続いて、2番 木下 武議員の質問を許します。

○2番（木下武君） 議長。

○議長（境野隆文君） 木下議員。

○2番（木下武君） おはようございます。2番 木下です。私のほうからは2問質問させていただきます。

まず、消防団員の確保のための取組みについて伺います。消防団員の確保のための取組みについては、昨年的一般質問でも指摘させていただきました。しかし、そのあとの対応を見る限り、依然として広報活動にとどまっており、実効性のある対策が講じられているとは感じられません。

このままでは団員の高齢化が進み、数年以内に消滅しかねない部が出る恐れもあります。町として、今こそ危機感を持ち、広報以外の具体的かつ抜本的な対策を講じるべきです。団員の処遇改善や勤務配置、報酬制度の見直しなど実効性のある対策について具体的にどのような検討がされているか伺います。

○総務課長（永田智紀君） 議長。

○議長（境野隆文君） 永田総務課長。

○総務課長（永田智紀君） 総務課長の永田です。2番 木下議員のご質問の消防団員の確保のための取組みについてお答えいたします。

消防団員の確保についてのご質問は、昨年6月議会において、木下議員よりご質問を受け、「積極的に団員募集を行うと共に、引き続き消防団の活動環境の改善に取り組んでまいります」とお答えしたところであります。また、ご質問のくだりに、「学生消防団認証制度や全国消防団応援店など加入促進につながるような取組みを」とご指摘いただきました。この学生消防団認証制度は学生の就職活動に有利に働くことから、前向きに導入を検討しているところです。また、全国消防団応援店につきましても、現在募集中であります。

さて、ご質問の消防団員の確保につきましては、消防団活動は町民の安全・安心を守る根幹であり、団員の減少につきましては現状の課題として認識しております。たしかに、昨年度以降の取組を見ますと、広報活動を中心とした対策にとどまり、実効性のある対策が十分に進んでいないところのご指摘は私どもも重く受け止められるところです。団員の高齢化が進むなかで数年先には一部の部が存続の危機に直面する事態を避けるべく、広報の域を超えた具体的・実行性の高い対策を講じたいと考えております。

まず、処遇と勤務条件の抜本的な改善ですが、団員が財政的・時間的な負担を感じず、現役世代の参加を促すため、令和4年度には出動報酬の創設や年額報酬の引き上げ、報酬等の団員個人への直接支給など消防団員の処遇改善に取り組んだところでございますが、これらの情報を皆様に共有する事ができておりませんでした。今後、これらの情報を皆様に広報し、これにより団員の定着と新規参入の促進を両立させ、長期的な組織の安定化を図りたいと考えております。

次に団員配置の最適化と柔軟な人材活用についてですが、現場の人員不足を補うために各部の統合を視野に入れた組織体制を考えていくとともに、地域の実情に応じた分団内での応援体制を強化します。具体的には年間行事と訓練・災害招集の両立を前提とした制度整備、分団内での相互協力の仕組みづくり等を進めます。これにより現団員の業務負担を適切に分散し、消防団活動の負担軽減に努めます。

第三に人材の獲得と育成を軸とした組織力の強化を進めます。若年層の参画を積極的に促す施策とともに訓練の質を高め、現場運用力を底上げします。また、各地域とのつながりも非常に重要と考えるため、地域でのスキル継承や事業等への積極的な参加を促進する取組みも検討していきたいと考えております。

このように広報だけに頼らず、処遇・勤務条件の定期的な見直し、勤務配置の最適化、そして人材の獲得・育成を三位一体で実施してまいります。団員の安定確保は一朝一夕には解決しませんが、地域防災の要である消防団の減退を防ぎ、現場の力を強化し、町民の安全を守る組織体制づくりを実行していこうと考えていきます。

○2番（木下武君） 議長。

○議長（境野隆文君） 木下議員。

○2番（木下武君） 私の一般質問の消防団員確保に対しまして、丁寧かつ前向きなご答弁を承り、誠にありがとうございました。消防団員の減少という喫緊の課題に対し処遇改善や組織体制の見直し、若年層への働きかけなど多角的な視点からの具体的な取組みをご説明いただき、大変心強く感じております。また、学生消防団認証制度の導入や全国消防団応援店制度についても積極的にご検討をいただいているとのこと、今後の展開に大いに期待を寄せております。こうした取組みの推進にあたりましては、永田課長をはじめとする関係部署の皆様のご人力があつてこそと存じます。日頃からのご努力に改めて敬意を表する次第です。

消防団は地域防災の中核を担う重要な組織であり、その維持・強化は町民の安心・安全に直結するものです。今後とも現場の声に耳を傾けながら、実行性のある施策を継続的に推進していただきますようお願い申し上げます。次の質問に移ります。

嘉島町乗り合いタクシー「ゆうすいGO」の倒れている、または破損しているバス停の実態を町としてどのように把握しているのかお聞きます。また、バス停の更新・補修スケジュールなど保守管理の中長期計画についてどのような方針をお持ちか伺います。

倒れたバス停は、特に小さな子どもや高齢者にとって転倒や接触のリスクとなります。危険を伴う箇所への応急対応はどのような基準と体制で行っていますか。定期的な巡回点検や町民からの通報への対応体制についてもご説明ください。町民の安心・安全な移動環境の確保のためにも、こうした基盤整備は見えにくい部分だからこそ、着実な実行が求められると考えます。倒れたままのバス停は町の管理体制の甘さを示すものであり、極めて問題です。早急に計画的な更新・補修を進めるべきです。町として、中長期的な保守管理の方針を明確に示してください。

○企画情報課長（西本幸弘君） 議長。

○議長（境野隆文君） 西本企画情報課長。

○企画情報課長（西本幸弘君） おはようございます。企画情報課長の西本です。よろしくお願いします。

2番 木下議員の質問にお答えします。

現在の乗降所看板は比較的安全性が高いものを選定し、使用していますが、ご指摘いただきましたとおり、倒れている看板は通行者にとって接触等のリスクがあり、特に小さなお子様や高齢者の安全確保に配慮すべき課題と認識しております。

本町では倒れた看板を含む公共施設設置分の不具合や危険箇所について、職員による定期的な巡回点検に加え、町民の皆様からの通報を受け、迅速な対応できる体制を整えております。また、商業施設や医療機関等に設置している看板につきましても、関係事業者と連携し、現地確認及び必要な対応を速やかに行っているところでございます。

今後の対応としてはイベント等で使用されるロードコーン用の重しを活用し、乗降所看板の転倒防止措置を実施いたします。この対応が十分でない場合には改めて現地の状況を検証し、より効果的な対策を検討してまいります。

併せて、中長期的な対応として今後の点検や補修の必要性についても適切に判断し、継続的に対応してまいります。今後とも安全管理体制の強化と町民の皆様への安心・安全な生活環境の確保に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○2番（木下武君） ご答弁をいただき、町としてしっかりと安全対策に取り組んでいただいていることが分かり、安心いたしました。

バス停の看板は私たちの日常のすぐそばにあるものですので、倒れてしまうと小さなお子さんや高齢の方にとって、大きな不安につながります。町の巡回や事業者との連携に加え、町民からの声を受け止めてすぐに対応していただける体制はとても心強いものだと感じます。これからも町民の小さな気づきや声を丁寧に受け止めながら、町と共に安心できる環境を育んでいければと思います。

質問は以上です。

○議長（境野隆文君） 以上で、木下議員の質問を終わります。続いて、3番 穴井 智子議員の質問を許します。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） おはようございます。3番 穴井です。私のほうからは3問質問させていただきます。

まず1点目、本町の防災についての質問させていただきます。防災の件については、数回質問しておりま

すけれども、大変辛口で申し訳ないですけれども、どうしても改善されているように感じる事ができない部分がございます。

まずホームページですけれども、8月10日から8月11日に本町の防災のことについての記事を検索いたしましたけれども見る事ができませんでした。見落とし等がございましたら、申し訳ございませんが、何回か検索しましたけれども、防災のことについては一切出ておりません。メールだったり、登録したLINEでは発信がなされていると思います。率直に防災無線等もございますけれども、これは高齢者のご自宅の一部であり、町民の多数が情報を得る事ができません。このことについて、今後のことも含めてご回答を願います。

また、先ほどホームページで検索したけれども見つからなかったということなんですけれども、8月10日から11日の被害状況をご開示いただきたいと思います。これについて、やはり皆さんもそうだと思いますけれども、夜間のすごい降水量で皆さん気にされて眠れなかった方もいらっしゃるかと思います。私の住む地区にも私も早朝に見回りに行きまして、5時半には冠水している道路がございました。パトロールをされておりまして、その点はいち早く対応されているなど感謝を申し上げます。

嘉島町の被害の状況は、本町に災害本部を設置されるなど情報を収集されていたのでしょうか。議員である私どもが個人個人で見回るなどはリスクも高いですので、情報を見れるようにはできないのか。

また、以前より発足を申し上げている防災士会の発足を民間に委託するなどし、情報発信を依頼することもできるのではないかと、そういった点はいかがでしょうか。先ほど2番の議員から質問もございましたけれども、重なる点もございますが、消防団員の減少について今後も特に対応がなされないのであれば、女性消防団員の加入を試みるのはいかがでしょうか。

以上、ご回答をお願いいたします。

○総務課長（永田智紀君） 議長。

○議長（境野隆文君） 永田総務課長。

○総務課長（永田智紀君） 3番 穴井議員のご質問の本町の防災はについてお答えいたします。

まず、ホームページの更新はどなたが担っていますかという質問に対してお答えします。防災に関するホームページの更新は危機管理係で対応することになっておりますが、8月10日から大雨については防災無線、メール、LINEでの災害状況は発信したものの、ホームページの更新は全くしていませんでした。今後におきましては、町内の災害状況をホームページでも更新していきたいと考えております。

次に本町の被害状況についてですが、家屋に関しては床上浸水4件（住家3件、非住家1件）となります。また、緑川の氾濫により、町営運動場及び高田みんなの広場公園が大きな被害を受けました。施設全体に土砂などの堆積物があり、利用できない状況となっております。利用者の方々には大変ご迷惑をおかけしておりますが、1日でも早く利用再開できるよう復旧作業に努めてまいります。被害額としましては、両施設で1億2,240万円程度と見込んでおります。

農業に関する被害としましては、大豆圃場約314haが浸水したため、大豆の被害額としまして品代で最大約7,500万円の被害、また農業施設の被害としまして被害箇所数 58箇所、被害額 約1億2,900万円を見込んでおります。

また、防災士会の発足につきましては現在検討中ではありますが、他自治体の状況等を把握し、嘉島町にとって最善の方法で発足できればと考えております。

続きまして、自主防災の発動状況につきましては8月10日午後11時30分 災害対策本部設置前の警備体制第1警戒体制をとりました。翌8月11日午前4時30分 第2警戒体制をと、同日午前5時50分 避難指示を発令、避難所（保健センター・町民会館）を開設し、防災無線、防災メール、Lアラートにて発令しました。これは夜間発令すると二次被害のおそれがあるため、日の出とともに発令した次第です。同日午前8時30分 消防団により全集落の見回りを実施しました。今回、消防団により北甘木区の床上浸水の方、また鯉区の道路浸水の方をゴムボードなどを利用して救助活動を実施しています。同日午後5時30分 高齢者等避難解除、避難所（保健センター）閉鎖という次第となります。

続きまして、女性消防団を発足させることにつきましては熊本県内の状況いたしましては熊本市、八代市、荒尾市、玉名市、宇土市、宇城市、上天草市、南関町、南阿蘇村、御船町などで導入されております。嘉島町では消防団員の減少に対応するためには、女性消防団の導入の前に役場職員を対象とした機能別消防団の導入を検討したいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） ありがとうございます。ホームページは更新されていないということでございました。答弁にもありましたように、メールや公式LINEでは発信されているとのご回答。

たしかに発信はございました。私の記録をみますと、8月11日6時9分に避難指示警戒レベル4の発令嘉島町民会館の避難所開設の情報発信、同日17時50分避難指示及び高齢者等避難の解除、避難所の閉鎖の情報発信となっております。

ほかの自治体のことをなかなか申し上げると、執行部の方にはちょっと耳が痛いかもしれませんが、ほかの自治体の公式LINE等も登録をしております、勉強させていただいているんですけれども、2時31分 防災行政無線放送とLINEでの発信。こちらは盲目の方、目に障がいをもつ方にも優しい、音声での発信をなされております。深夜3時50分 同じく防災行政無線放送とLINEでの情報発信、4時46分 防災行政無線放送と同様にLINEでの発信、この4時46分に2つの川が氾濫危険水位に達していますと。2階に避難するなど身の守る行動をとということの発信をなされております。あくまでも避難所はまだ開設されていなかったと認識しており、2階などに避難をして、自分の身を守ってくださいというような発信でございました。同日6時59分 7時30分までに避難所開設準備の情報発信ということと、その後、雨が止んだということで21時4分に避難所閉鎖の発信。このように細やかに情報発信をされております。

他市町の公式LINE等のSNS、DX化のいいとこどりをされていていいのかなと私個人的には思います。LINEはスマートフォンなどの普及もありまして、高齢者の方も非常に駆使されております。公式LINEのさまざまな情報の充実もお願いしたいと考えます。

被害状況はご開示いただきましたけれども、先に議員の方にはお伝えいただく機会がございましたので、個人的には知ることができておりました。前にいただきました資料には、8月10日の23時30分に災害警戒本部を設置されたということをお伺いしております。がしかし、町民の方々も知りたい情報であったらうということをお思います。農業に関する被害も甚大でありまして、またご説明にありました町営運動場や高田のみんなの広場の公園も現在使用不可ということでございます。こうしたことを町民の皆様知っていただけでも、ホームページやLINEではなかろうかと考えます。ぜひよろしくお願ひいたします。

防災士会の発足は私も何度も申し上げております。これは発災の際、職員の方々に大きな負担がいきます。町の業務が滞ってしまうことも懸念されます。せっかく自主防災組織がありますので、大いに稼働できますように防災士会と町等の連携が図れ、行政ができないことの隙間を民間が担うなど、有効かと思えますのでご検討いただきたいと思います。日ごろ訓練できていない以上のことを有事の際にできると思えませんので、是非ご検討ください。

それから、女性消防団員のことでございますけれども、熊本市、宇土市などで積極的に活動されているの女性団員の話聞くことが多いです。そのなかに私もいろいろ学ばせていただいておりますけれども、男性女性と法制度上では同じ消防団で任務に性差はありません。実務においては体力差などを考慮すると、女性の役割は予防の啓発や避難所でのプライバシー配慮、要配慮者への極細やかな支援、生活再建の情報への案内などがあると聞いております。地域にはとても必要なことだと感じます。機能別消防団も大事だとは思いますが、他市町の女性消防団の情報を取り込み、女性消防団の加入も並行してご検討されることを切にお願いいたします。

続きまして2問目になります。生理の貧困問題ということでお尋ねいたします。嘉島町内の小・中学校の女子トイレに生理用品を備えることについてのご検討がなされたのかということで、ご質問させていただきます。令和5年6月定例議会において、一般質問を行った際、学校教育長より学校トイレにおける生理用品の常備設置については現在トイレへの常備設置は行っておらず、忘れたり急に必要になった児童・生徒の対応として保健室での受け渡しを行っている。中学校と協議した結果、衛生管理の課題や保健室で対面での受け渡しをすることにより、児童・生徒の家庭状況を把握しやすくするために実施を見送っている。とのご回答でございました。その後、協議や検討なされたのかをお尋ねいたします。

○学校教育課長（中富喬君） 議長。

○議長（境野隆文君） 中富学校教育課長。

○学校教育課長（中富喬君） おはようございます。学校教育課長の中富です。よろしくお願ひします。3番 穴井議員のご質問にお答えいたします。

学校トイレにおける生理用品の常備設置につきましては、改めて中学校と協議し、この2学期から試験的にトイレでの常備設置を実施することとしました。ただし、従来どおり保健室での受け取りを基本とすること、緊急の場合や保健室で受け取ることが、さまざまな事情により難しい場合に使用することを生徒及

び教職員へ周知することとしております。

前回ご質問の際にもお答えしましたが、保健室での受け取りを行うことで児童生徒の悩みや家庭状況を把握しやすくなることなどの利点もございます。学校、教育委員会としましては受け取りにしやすい、困りごとのある生徒が相談しやすい保健室の環境が今後も維持向上できるよう努めて参ります。

以上で答弁を終わります。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） ありがとうございます。中学校と協議し、2学期から試験的にトイレでの常備設置を実施するとの回答大変嬉しく思います。

ただ、今回相談がございましたのは小学生をもつ保護者より不安の声がございました。娘さんに準備した生理用品の減りが早いことなどから、お母様が不審に思って娘さんに聞いたということで、このことが分かったわけなんですけれども。ご相談がございました。子ども同士の関係、子ども同士で約束をしたりすることは大人には本当に秘密にされることもありまして、正直、保護者でも分からないことも多いと思います。そのようなことで保護者の不安は尽きません。詳しい説明は控えますけれども、令和5年の6月議会での一般質問の事前アンケートでも、中学生の保護者の声より小学生の保護者より多数の不安の声が挙がりました。少し紹介をしますと、小学校の中学年のときに初潮がきた娘。みんなに知られないようにトイレにナプキンを持って行くのがとっても嫌だったそうです。あまりに嫌でトイレに行くことが躊躇されたというような内容です。娘がナプキンの使用を2年間も渋って大変でした。学校のトイレにあるのが当たり前で日常化されていれば良かったのではないかと思います。生理用品を準備ができない子がいると娘から聞いています。学校で始まってしまった場合、不安になってしまいそうです。トイレに行く際、ポケットに入れるときなど周りの目を気にしてしまう。成長の段階で、なかなか生理も安定ではないですし、本人のメンタルも一定ではありません。トイレに生理用品準備は大変ありがたいと思います。常備しておらず誰にも言えずトイレトーパーなどで代用すれば不衛生です。トイレに常備してあると、とても助かると思います。また、保健室で先生に伝えるのが恥ずかしい子もいます。突発的に子どもが必要なときに利用できるようにしてほしいです。教室でナプキンを持つのを見られて、いじられたりいじめられたりしないか、それで傷ついたりしないかとても不安ですといったような保護者の声が多数ありました。

初潮には個人差があります。小3、小4でも始まる子も一定数います。また、家計や家庭事情により生理用品にアクセスしづらい子どもがいることも否めません。急に始まった場合、突然のことで戸惑いや羞恥は欠席・早退なども起きやすい原因になります。もちろん、保健室の先生が相談しやすくないといったことではないのですけれども、保健室で受け取りを行うことができる子そうでない子がいることを考えますと以前にもお伝えしておりますけれど、このことが原因で不登校になるということも十分想定できます。

学校・教育委員会の大人目線ではなく、子どもの気持ちに寄り添うこと、現代の子どもの成長には大変重要なことかと思えます。中学校、そして小学校の常備をよろしく願いいたします。

では、最後の質問です。嘉島中学校トイレの改修工事についての予定をお尋ねいたします。要旨としましては、6月の議会において給食室と多目的室、図書室工事に1億3,000万円の予算が決議されたことについて、中学生の保護者へそのことを共有するも、給食室配膳室の課題については把握されてない様子を伺いました。ニーズはどれほどのことだったのかと疑問に思うところがありました。その理由として、議会で質疑を行った際、課長の方から優先度が高いとのご回答でございました。保護者の多くから、中学校のトイレと書いておりますけれども、中学校の体育館のトイレの改修をとの要望が多いことに驚きました。トイレは生命に関わること、防災の点においても中学校体育館トイレの状況などを把握されているのかをお尋ねいたします。

○学校教育課長（中富喬君） 議長。

○議長（境野隆文君） 中富学校教育課長。

○学校教育課長（中富喬君） 引き続き穴井議員の質問にお答えいたします。

今年度の既存校舎の改修工事は生徒数の増加に伴い、来年度から着手する予定の校舎増築工事に向けて、数ヵ年に分けて工事を行うことにより、工事による学校運営への影響を出来るだけ最小限にするために行っております。生徒数の増加と国の中学校における35人学級の導入も相まって、来年度新生は4クラス、数年後には5クラスとなる学年も見込んでいます。そのようななか、現在の給食配膳室のままでは混雑による給食準備の遅れ、給食運搬に使用する移動式のコンテナ数の増により、物理的に収納ができなくなる事態が想定されます。図書室も同様に生徒数に対して面積の拡大を予定しています。これらは学校と共通の

認識のもと進めているところです。

続いて、トイレの改修については令和4年度に本校舎トイレの改修工事を行い、洋式化、乾式化、併せて多目的トイレの設置を行っており、生徒数の増加にも対応出来ているものと考えております。

一方で体育館のトイレにつきましては、改修要望が一定数あることは承知しております。対応策として、今年度予算で計画している校舎増築に向けたテニスコート移設に伴い、屋外トイレの移設も計画しております。移設先を体育館南側玄関付近に設置することで、体育館トイレを補完できると考えています。ご指摘のとおり、中長期的には体育館内のトイレの改修も必要であると考えております。

以上で答弁を終わります。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 1億3,000万円の予算の件も再度詳しくご回答いただきありがとうございます。

トイレの改修、中学校体育館と記載することを失念しており、申し訳ございません。本校舎のトイレの改修の説明も詳しくありがとうございます。繰り返しになりますけれども、思った以上に保護者の声が体育館のトイレの改修を懇願されたというような状況でございました。なぜなら、部活動等で町外の中学校などと試合をする際に非常に嘉島町の中学校の体育館の状態が悪く、恥ずかしいというような声が保護者の声からたくさん挙がってまいりました。そのことを議員としても中学校の状況をしっかり把握してほしいということを切にお願いされた状況でございます。回答でございますが、簡単に言えばテニスコートの移設に伴った、屋外トイレの移設を計画されているので屋外トイレでしばらく凌いでくださいというような回答かと思えますけれども、生徒が安心した学校生活を送るために早急な改修は必要なことでありますし、また防犯の意味でもとても安全が担保されている守られているとは、到底思えません。そしてまた、防災の観点からは中学校体育館は優先度は低いんでしょうけれども、避難所となっております。避難所となっていることも考えると、早急な改修が必要でなかろうかと考えます。さらにお尋ねいたします。予定では、あとどのくらいの期間この改修に着手ができないでしょうか。お尋ねいたします。

○学校教育課長（中富喬君） 議長。

○議長（境野隆文君） 中富学校教育課長。

○学校教育課長（中富喬君） 予定ではということでございますけれども、財政的な問題が先ほどから出ておりますけれども、そこらへんの課題や、また設計にかかる期間等も考えますと、少なくとも中学校の増築工事が行われる予定である来年令和8年度9年度に実施することはかなり困難かという状況でございます。以上です。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 令和8年9年に着手することは困難だというようなご回答でしたけれども、先ほども数多く議員から財源がということで質問がなされておりましたけれども、教育施設の環境整備に非常に町の財源の支出が多額な状況下でなるべく早くしていただきたいということしか言えませんが、再度しっかり点検を行って、計画的な環境整備をお願いしたいと思います。その間に災害などが起こらないとは限らないわけですので、しっかりご検討もよろしくをお願いいたします。私の質問は終わります。

○議長（境野隆文君） 以上で、穴井議員の質問を終わります。続いて、6番 森下 文夫議員の質問を許します。

○6番（森下文夫君） 議長。

○議長（境野隆文君） 森下議員。

○6番（森下文夫君） おはようございます。6番 森下でございます。私からは矢形川湧水天然プールの今後の利用についてお尋ねいたします。

天然プールは平成4年、県民体育祭の水泳会場として建設されました。もう33年にもなります。

毎年のように利用者のマナー違反により、プール周辺の住民の方々には迷惑をかけられ続けています。今年は、高温、熱帯夜が続き、特に利用者が多く、それと比例してマナー違反も多くなりました。具体的に財布の窃盗、バイクの騒音、時間外での利用、深夜の騒音、水田へのゴミ投げ込み、用水路での水泳、橋の上からの飛び込み、駐車違反、数えればキリがないぐらゐのマナー違反が未だかつて横行しております。

1年を通して利用可能なため、この問題は月日関係なく発生しており、行政はこれに対して対策も行っておりますが、マナー違反がなくなることはありません。その状況のなか、昨年11月に近隣住民との検討会が開催されました。聞き取り調査から、プールから少し離れるとこれらの問題についてあまり知らない感

じないとの回答が多かったことです。プール問題の解決のためには、町民の方々に知ってもらう。これが一番必要だと思っております。町としてプール問題の周知についてどのように思うのか。また、今後のプール利用についての考えをお尋ねいたします。

○建設課長（橋本浩史君） 議長。

○議長（境野隆文君） 橋本建設課長。

○建設課長（橋本浩史君） おはようございます。建設課長の橋本でございます。6番 森下議員の質問にお答えします。

ご質問の要旨のとおり、毎年のように様々な問題は発生しており、地元の方々が迷惑行為に悩まされていることは承知しております。

平成19年から熊本県と矢形川湧水天然プール環境管理協議会を設立し、迷惑行為を抑制するための警備員の配置や警告看板及び防犯カメラを設置するなどの対策を実施しています。また、御船警察署と連携し、夏季限定ではありますが、周辺道路に対して駐車禁止の区域を設定し、迷惑行為の対応に臨んでおります。しかし、多少の効果は見られるものの、地元住民の心労を払うまでには至っていないのが現状です。

矢形川湧水天然プールは平成3年4月に町民の憩いの場及び県民体育祭の水泳会場として本町からの要望を受け熊本県が整備を行い、平成4年6月、管理協定締結を経て施設の供用が始まりました。供用開始後は路上駐車、ゴミの不法投棄、夜間の騒音など利用者のマナー低下が招く問題が浮き彫りとなり、当時の新聞に掲載されるまでとなりました。

これらを受け、平成18年度には矢形川湧水天然プールのあり方等に関する検討委員会を発足、同年内に4回の会議を行い、年末には平成19から20年度に解決策を実施し、その結果により存廃を決定するという提言がなされました。この提言に基づき、平成19年度にはハード並びにソフト面からの解決策が実施されました。その後、6月にはプール利用者等の迷惑行為を防止し、生活環境を保全するための検証を行うということを目的として、県と町で構成される矢形川湧水天然プール環境管理協議会を設立しました。

平成21年には各種対策の経過や効果の報告及び当該施設に近隣接する住民を対象としたアンケートに関する説明会を開催しました。アンケートの結果としましては「早急な撤去」が36%、「状況を見ながら撤去の判断」が26%、「警備体制等を維持して存続」が25%となり、施設の撤去を望む割合が多かったものの、その後の地元主催の会合の中で「プールを存続させて管理面の充実を県・町に要望するほうが良い」という意見が多かったことを受け、当面の間、存続させて様子を見るという結論に至りました。

平成22年から令和2年までは意見交換を目的として、年一回の住民説明会を行っていましたが、令和3年以降は新型コロナウイルス感染対策を受け、説明会の実施を見送っていました。昨年は4年ぶりとなる地元説明会を開催し、近況の情報交換等を行いました。皆様からの意見としては切実な悩みが大半を占める結果となりました。その場には地元行政区の西岡区長、森下議員にも同席していただいております。

また、今後の施設の在り方についても河川管理者である熊本県と協議を行っております。供用開始より33年が経過し施設の劣化は顕著で、ここ最近は毎年のように何かしらの修繕を行う状態でもあるため、施設そのものの存続に関しても話し合いを行いました。その場では、「地元が直面している問題をどのように解消するか」が主となりましたが、もう一方では「良質で豊かな湧水に触れられる良好な自然環境の利用促進を望む声がある」との意見もありました。このようにあらゆる側面を考慮する必要がありますので、町民の皆様に対する当該問題の周知につきましては慎重に対応したいと考えております。

町として重要と捉えていますのは問題に直面している地元の方々のご意見と考えておりますので、引き続き各種対策の改善や施設の存続について検討を行いたいと思います。

なお、周知を行ったと仮定した場合、一定の反響はあると思います。しかし、先ほども述べましたとおり、利用促進を望む声があるという反対の意見もございますので、慎重に周知の対応においては事を運ぶべきと考えております。

以上で答弁を終わります。

○6番（森下文夫君） 議長。

○議長（境野隆文君） 森下議員。

○6番（森下文夫君） ただ今、天然プールの設立当初から現在までの経緯を丁寧に説明いただきました。ありがとうございます。行政の方々に検討委員会発足及び町と県との協議会の設立、しっかりと対応していただきました。感謝申し上げます。

しかし、行政の方々に努力もしていただいておりますが、未だかつて問題の解決には至っておりません。まず、現状の状況を町民に知ってもらうことが必要だと私は考えております。少し時間をいただきまして

現状の話をさせていただきます。

私の家はプールに隣接するところで、33年間身近でこの問題に携わってきました。近隣住民の怒りの声、人間不審、何よりも深刻なのが住民の方々の健康被害です。また、住民の方々からだんだん笑顔が減っていった。今では本当笑顔は、近隣住民等の方と話すんですけども、まず最初に話題になるのがプール問題です。いつも暗い話ばかりです。まず、こういうことを取り除いていかないと本当にもう33年になりますけども、これから病気がだんだん発症してくるのが目に見えてくる時代だと考えております。先ほど答弁のなかでありました、プールの存続の方に傾いた意見は、今夏休み中の期間だけ警備員が配置され、警備がなければ夜も寝れないという状況です。もう異常な事態です。近隣の周辺の住民の人たちはこの警備体制がなければ、夜が寝れない。どうしても警備を続けてくださいとそういう願いで存続を希望した次第です。これが撤廃となれば、県が全面的に手を引きますというふうな回答がありまして、防犯カメラも取りまします。私たちは今この問題に対して、取り組むことができませんとそういうふうなことも言われ、町民の方々がなぜ取り壊しを推進しようなんていう声が出るのがまず無理な状況でございました。

今も33年ですけども、警備のおかげで今年の夏もやっと寝れる状況です。駐車場の1,000円をもらって、警備体制をまた充実をしたわけですけども、その駐車場の1,000円が警備員の経費となるわけですけども、その経費が足りなければ警備がなくなります。なくなった途端騒ぎ出します。今、本当にどうしようもない無法地帯となっているような現状でございます。そういうことを踏まえまして、私としましては町民としましては解体の方向にもっていききたいと。私も解体の方向で推進していきたいと思っている次第でございます。

33年間いろいろな場面で携わってきたわけですけども、言いたいことはいっぱいありますけども、言っていることと悪いことがありますんで、なかなかここでは真実、まだ大変な出来事もありましたけどもそれを発表することは控えさせていただきます。今後、近隣住民の方々が気持ちよく生活できるような環境を整えていただければと私は切に思っております。この問題に対しては、住民の方々及び行政の方々の理解と協力が切に必要だと思います。私からこの皆様方に協力を切に願ひまして、私の質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（境野隆文君） 以上で、森下議員の質問を終わります。続いて、1番 春日 公和議員の質問を許します。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（境野隆文君） 春日議員。

○1番（春日公和君） 1番 春日でございます。農業政策についてお尋ねいたします。

先の集中豪雨では、大豆作付圃場の約7割から8割程度の約318haが浸水し、今後の生育状況では減収が見込まれ、また個人農業施設にも被害が出ているなど、今後の早期の復旧を願うと共に心からお見舞いを申し上げます。

また、一律に激甚災害の指定見込みであり災害復旧の迅速化を期待するところでございます。

さて、国の農業政策ではコメの増産が打ち出され、これから詳細な支援体制も提示されるものと思います。嘉島町の農業は国策に沿った形で最大の農業所得の向上に努めてきたと思います。私も昨年の12月議会で作付け計画の検証などについて質問をし、その後の農政課長との協議でも転作割合は目安で米3対大豆7であり、地域の営農計画で4対6、5対5でも良いとの確認をしたところです。

今回の国策の変更に伴い、輪作体系と今日の圃場管理の現状や気候変動、災害などの検証を行い、国の施策を考慮し、年内に町農業再生協議会を開催され、次年度の方向性を早期に協議する必要性を感じるところでございます。農政課長についてはいかががお考えかお聞きいたします。

○農政課長（牛嶋寿男君） 議長。

○議長（境野隆文君） 牛嶋農政課長。

○農政課長（牛嶋寿男君） おはようございます。農政課長の牛嶋です。よろしくお願いいたします。1番 春日議員のご質問にお答えいたします。

嘉島町の農業の米・麦・大豆の普通作におきましては、国の交付金を活用した農業政策を実施し、昭和62年からブロックローテーションに取組み、地域輪作体系が確立されており、県内でも有数の土地利用型農業の先進地として、模範的な農業を展開しているところです。

全国的な問題でもあります。本町におきましても農家の高齢化、後継者不足、営農継続に対する不安や農業機械の更新などの多様な問題があるなか、令和5年産から米と大豆の作付面積割合を3対7に変更し、農業所得の安定・向上に寄与しているところでございます。

そのようななか、令和6年から令和7年にかけて、米の価格が全国的に高騰するいわゆる「令和の米騒動」が起きました。国も需給見通しが誤っていたことを認め、今後の政策の方向性として米の増産へかじを切る方針を示しました。

一方で、今年の4月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画では、平時からの食料安全保障を実現する観点から、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるとされており、また、水田政策を令和9年度から根本的に見直し、水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換することとされております。

ご質問にありますように、令和7年産においても2月に開催しました地域農業再生協議会にて、米と大豆の作付面積割合は3対7と決定をいただきましたが、営農計画書を集計した結果、作付計画の割合は、米3.5対大豆6.5でありました。このように3対7についてはあくまで目安であり、各地区で作付計画を調整するうえで割合が前後するのは起こりうるものと承知しており、地域農業再生協議会としましては4対6、5対5でも問題ないと考えております。

そのうえで、昨今の米の価格高騰を背景とした米の生産意欲の増大や、大豆の連作障害、圃場管理等の観点から、米・大豆の作付割合の見直しの検討も必要かと考えているところです。今後、国から示される新たな水田政策を注視しつつ、生産現場の声や関係機関の意見を踏まえ、現在の3対7の目安を見直す必要がある場合は、ご指摘のとおり早めに地域農業再生協議会を開催し、会員の皆様へお諮りし、決定事項については各生産者へお示ししたいと考えております。

これまでも申し上げておりますが、町としましては農家の皆様の所得向上を第一に考え、関係機関と一体となって各種農業政策を進めていきたいと考えておりますので、ご理解・ご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

以上で答弁を終わります。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（境野隆文君） 春日議員。

○1番（春日公和君） ただ今の農政課長の答弁、大変ありがとうございます。

迅速に対応するという一方で、やはり嘉島町の農業は一体性を持った皆さんが共同した作付計画を立てております。やはり、そのなかで5対5にしたいと、そういった声も農業者の方の声が挙がっております。そうしたなかで現在の米の高騰、そういったことを考えるとやはり年が明けてからの開催では種子の問題、水利の問題と大変難しくなっております。そうしたところを鑑みまして、早めに農業者の意見を聞いていただいて、そして来年度の作付計画を少しでも反映するような形をとっていただければ助かると思います。

現在の農業所得、現在の交付金で20数年前の交付金体系でやはり農業の所得、それと納税。そういったものもだいぶん上がったと思います。そういったことをやはりタイムリーに取り組むことで農業所得の向上、税収の向上、適正な農税、そういったものに繋がると思いますので今後とも農政課長の活躍を心からお願いして、私の質問を終わります。

○議長（境野隆文君） 以上で、春日議員の質問を終わります。ここで議員の方にお諮りいたします。

残りの一般質問が3名の議員となっております。予定しておりますと、このまま予定の時間を大幅に繰越すことが予測されますので、一旦、一般質問を打ち切りにし、午後から質問に入りたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） それでは一般質問はここで一旦休止にし、お昼からの質問に移ります。

午前の部を閉会いたします。お疲れ様でした。

なお、次は1時半からの開会となりますので、時間までには入場をお願いいたします。

休憩 午前11時41分

○議長（境野隆文君） それでは午前の部に引き続き、昼の部を開催いたします。10番 森田議員の質問を許します。

○10番（森田義雄君） 議長。

○議長（境野隆文君） 森田議員。

○10番（森田義雄君） こんにちは。2点ほど質問をさせていただきたいと思います。まず、1問目ですが、企業誘致とふるさと寄附金についてお尋ねをしたいと思います。町長は学校給食費無償化の財源として、企業誘致による税収及びふるさと寄附金を以て充てると答弁されてきましたが、町長に就任されて約2年近くなりますが、新規に企業進出協定を締結された企業は何社ありますでしょうか。

また、昨年度のふるさと寄附金は、郡内では最下位の5億1,000万円、県下45市町村の中で24位の5億1,000万円ということで令和5年度より1億円ほど増えておりますけれども、ふるさと寄附金は年度によりバラつきもありますので、安定した財源とは言い難い面もありますけれども、今後は如何にして増やしていられる計画かお尋ねします。よろしくお願いたします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 10番 森田議員の質問にお答えします。

私が就任以降、立地協定を締結した企業は3社となります。そのほか、立地協定を締結せず立地する場合もあり、物流倉庫や医療関係や台湾企業の熊本進出を支援する拠点施設などが開所されております。また、立地手続きが進んでいる企業や協議中の案件もあります。

企業の立地は地域の活性化につながりますので、今後とも推進していきたいと考えております。

ふるさと納税につきましては寄附金増額を目指す取組みとして、本町は返礼品としてビールが多く出ていますが、米の需要も多いことから、JAや広域農場とも連携し、安定供給ができるよう数量確保に努めます。そのほか、肉類や雑貨など多くの返礼品を取り扱っており、個々の魅力を効果的に発信することが寄附増額につながると考えられます。町執行部と委託業者にて毎月定例会を開催し、寄附の受入状況や市場分析、新規返礼品の検討やサイト上のページレイアウトなど、さまざまな視点で意見交換を行い、寄附増額に向けた工夫・改善を図っているところです。

以上で答弁を終わります。

○10番（森田義雄君） 議長。

○議長（境野隆文君） 森田議員。

○10番（森田義雄君） ただ今、町長から就任以降に新規に立地協定をした企業は3社という答弁がありましたけれども、この資料を見ますと、一社は以前から話があった企業じゃないかなと。ただ協定だけが遅れていたんじゃないかなという思いでおります。

ただ、協定を結ばずに進出する企業も当然あると思います。TSMCが菊陽町に進出を発表してから周辺の自治体は関連企業等を誘致するため、いろいろな活動を展開しております。郡内の益城町や御船町は台湾の都市と姉妹都市を提携しており、企業誘致を進める一助になっているものと私は考えております。益城町ではTSMCの進出表明、20社程度が進出したという話を聞いておりますし、さらに今も問い合わせが多いということで産業団地を新たに第2空港線沿いに3区画、9.4haほどを造成されております。

本町には、先ほど町長からも話がありましたけれども、台湾企業の熊本進出を支援する拠点施設が熊本南工業団地に解説をしましたので、これを最大限に活用して、関連企業や台湾の企業等の誘致を進めべきだと考えております。企業誘致はトップが粘り強く、企業や関係機関に足を運び、良好な信頼関係を構築しないとなかなか成立しません。財源や働く場所の確保、引いては定住促進のためにも、町長には企業誘致に頑張ってくださいという思いであります。よろしくお願いたします。

次にふるさと寄附金についてですが、県内の令和6年度のふるさと寄附金が多い自治体は1位が甲佐町約68億6,600万円、2位が御船町の36億3,000万円、3位が八代市の35億9,000万円と続き、本町は先ほど言いましたけれども、郡内では最下位、県内45市町村のなかでも24位の5億1,000万円。令和5年から1億円ほどこう増加しておりますけれども、ふるさと寄附金は返礼品等の必要経費に約半分程度を用いております。また、年度によりバラつきもありますので、安定した財源とは言い難い面もありますけれども、魅力的財源であることに間違いはありません。

総務省は違反をする自治体があるため、いろいろな見直し等を実施していますが、今後も寄附者が寄附をしたくなるような返礼品の開発を進められるよう努力をしていただきたいというふうに思います。参考までに、郡内の令和6年度のふるさと寄附金の県内の順位と金額を申しますと、1位が先ほど言いました、甲佐町 68億6,600万円、2位も御船町 36億3,000万円、益城町が10位で10億6,100万円、15位が山都町で7億400万円、それと嘉島町が24位で5億1,000万円ということになっておりますけれども、たしか令和5年度はうちと山都町はほぼ変わらんような金額だったと思いますけれども、今回を見ますと、もう2億ほど山都町が多くなっている状況です。山都町も大きい町ではありますので、返礼品等もいろいろあるんだろうと思い

ますけれども、担当の方には先ほども言いましたように、やはり寄附者が寄附をして、良い商品をもらいたいと思うような返礼品の開発を是非お願いをしたいというふうにお願ひしまして、1問目を終わりたいと思います。

次に、カミナリ予測システムの導入についてですけれども、屋外における部活動中に、雷に打たれ、命の危機や意識不明等の重篤な被害を受ける事故が全国的に数件発生しておりますが、カミナリ予測システムを導入することで、いち早く雷の発生を知ることができ、安心して学校部活動や総合運動公園（くまトヨスポーツパーク）の利用ができるし、強いては児童・生徒や利用者の命を守ることに繋がるものと考えますので、導入についての考えをお尋ねします。よろしくお願ひします。

○社会教育課長（河原和幸君） 議長。

○議長（境野隆文君） 河原社会教育課長。

○社会教育課長（河原和幸君） こんにちは。社会教育課長の河原です。よろしくお願ひいたします。10番 森田議員の質問にお答えいたします。

ご質問のカミナリ予測システムの導入についてですが、現在、町のスポーツ施設などでは落雷事故の防止のための対策としまして、雷ナウキャストを活用しております。このシステムは気象庁ウェブサイトにおいて、雷注意報等の発表状況や雷発生の感応性の高い地域が地図上で確認できるシステムです。スマートフォンなどを利用して、雷の激しさや雷の可能性を1km格子単位で解析し、1時間後までの予測を10分単位で確認することができます。このように情報を容易に入手できることから、これ以上のシステム導入は考えておりません。

なお、落雷の兆候が予想される場合は雷ナウキャストの確認だけではなく、黒雲が近くにないか、雷鳴が聞こえないかなどに注視し、利用者などに活動の中止や屋内への避難を促すなど事故防止に努めています。

また、小中学校においては国や県の通知に沿って、部活動を含めた屋外活動時や登下校時における落雷に関する対応や注意点の共通認識を図り、雷ナウキャストを活用しながら活動中止の判断や登下校時間の調整などを行っています。

今後とも、児童・生徒や利用者の安全確保を第一に考え、落雷事故防止のため適切な対応に努めて参ります。

以上で答弁を終わります。

○10番（森田義雄君） 議長。

○議長（境野隆文君） 森田議員。

○10番（森田義雄君） ただ今、社会教育課長から落雷事故防止対策としてスマホ等を利用した、雷の激しさや可能性を確認できる雷ナウキャストの活用をしているので、雷予測システムの導入は考えてはいないということでしたが、指導者がスマホ等を携帯しながら指導している姿はあまり見かけることがありませんし、今は何の前触れもなくいきなり雷鳴が成り響くこともあります。雷予測システムは40km以内の雷の発生を知らせ、10km以内で発生したらパトランプが回転して、危険を知らせるシステムもごさいますので、それによって活動の中止の目安ともなりますので、児童・生徒や利用者にとって、より安全で安心して活動に集中できるものと考えますので、是非検討もお願いをしたいというふうに思っています。よろしくお願ひします。これもちまして質問終わります。ありがとうございました。

○議長（境野隆文君） 以上で、森田議員の質問を終わります。続いて、5番 園田 義宣議員の質問を許します。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（境野隆文君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） 5番 園田義宣でございます。中長期的な視点からの副町長任用の必要性の検討の有無についてお尋ねをします。地方自治法第161条で市町村に副市長村長を置くとなっておりますけれども、嘉島町は令和元年6月の特例条例で当分のあいだ、副町長を置かないと定めております。上益城郡内で副町長を置いていないのは嘉島町だけです。近隣自治体では副町長が町長や職員と連携し、行政や防災、政策実施の町政に重要な役割を果たしておりますけれども、本町では副町長を置かない不利益やリスクについて、町長のご所見を伺います。また、副町長を配置した場合、発生する費用負担額とそれが町全体の財政に及ぼす影響について具体的にご説明ください。最後に町政の将来や行政課題への対応など中長期的な視点で副町長配置の必要性の有無をご検討いただけないかお伺ひいたします。以上です。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 5番 園田議員のご質問にお答えします。

副町長の設置に関しては昨年9月議会において、満田議員に「任用を前向きに考えております」とお答えしたところですが、現時点での私の考えを改めて述べさせていただきます。

答弁に入る前に、副町長の法的な位置付けと県内市町村における設置状況についてご説明いたします。副市町村長については、地方自治法第161条第1項前段で「市町村に副市町村長を置く」とし、その設置を原則としたうえで、同条後段で「ただし、条例で置かないことができる」と規定しています。副市町村長の役割については、同法第167条第1項で「普通地方公共団体の長を補佐し、長の命を受け、政策及び企画をつかさどり、職員の担任する事務を監督し、普通地方公共団体の長の職務を代理する」と規定されています。また、熊本県内市町村45団体のうち、副市町村長を置いていないのは現時点で人口1万人規模の団体では長洲町と嘉島町の2団体だけとなっております。

以上のことを踏まえたうえで、議員の質問に答弁させていただきます。

まず、質問の1点目「本町で副町長を置かない不利益とデメリット」についてお答えします。私が町長に就任し約2年が経ちますが、補佐役となるべき副町長がいらないため、町長1人での対応には限界があり、人口増や社会経済状況の変化に伴い、複雑・多様化する行政ニーズに対応した施策や事業の推進、政策・企画調整や職員の組織としての統率など、端的には円滑な行政運営に苦慮することがあります。

同法に「長の命を受け」とあるように、町政の具体的な方向性の役場内外への提示のほか、企業誘致や各種要望活動といったいわゆる外交は私が率先して行っていく必要があると考えています。

その一方で、副町長を設置することにより、私が示す方向性を具現化するための政策調整、職員のとりまとめや出張等による町長不在時の対応といった、いわゆる内政を固めることで、より円滑な町政運営ができ、町民サービスの向上につながるものと考えています。

次に、質問の2点目「費用負担額と財政に及ぼす影響」についてお答えします。副町長を置くことで生じる人件費は給与と共済費の事業主負担分を合わせて年間約1,180万円となります。財政に与える影響は、単に人件費増加になり、毎年の経常的支出が増えることになるので、中長期的な歳出抑制の努力は必要になります。

次に、質問の3点目「中長期的な視点での副町長必要性の検討」についてお答えします。副町長の設置は、行政運営の機能強化と施策の一体的推進、また、迅速な意思決定に重要な役割を担うと考えます。また、近年、県内自治体の副町長人事を見ても、熊本県からの人材を登用した事例が多く見受けられます。この場合、熊本県との関係性をより強固なものにすることができ、企業誘致をはじめ嘉島町にとって円滑な町政運営と住民サービスを更に向上させることが出来ると考えられます。

これらのことを踏まえ、副町長の任用については前向きに検討していきたいと考えております。嘉島町発展のための必要人事だと考えておりますので、上程した場合にはご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上で答弁を終わります。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（境野隆文君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） 嘉島町は2023年に前町長が病気で欠務になり、総務課長が職務代理を務めた事例が発生しています。いわゆる町長不在のリスクを体験しているわけでございます。総務課長は法的に副町長と同格の権限をもつわけではありませぬので、決裁権限や県・国との折衝力に制約があると思います。また、嘉島町は河川に囲まれていますので、水害のリスクがあります。一般質問のなかにもありましたけれども、8月の豪雨対策では10日の午後11時半に災害警戒本部が設置され、翌11日の未明、朝の4時20分に全ての課長さんに召集連絡がされ、朝5時に第1回課長会議が開始され、避難場所開設の準備が始まっています。もし、このときに町長不在で対応が遅れるようなことがございましたら、多額の被害、数千万から数億円の被害が発生する恐れがあるという指摘もございます。答弁で副町長におくことで、生じる人件費は約年間1,180万円ということでございましたけれども、人件費の増加は借金の元利償還ではございませんので、健全化判断比率の実質公債比率や将来負担比率には影響しないと思います。また、実質赤字比率にも計算しますと、0.003%増加しますけれども、ほぼ無視できる水準ではないかと思います。つまり、副町長の設置は財政の健全化判断比率への実質的な影響はないと言えるのではないかと思います。1,180万円の人件費増と災害などの危機管理や不足事態への体制強化、対外折衝の強化、町長負担の軽減のために町が得られる効果と比べれば、副町長を置くメリットのほうが大きいと考えますので、副町長の配置を早急に実

現してしていただくことを願います。以上で、この件についての質問は終わります。

2番目の質問に移らせていただきます。働き盛り世代への医療費補助の必要性についてお尋ねいたします。熊本県の統計や資料によりますと、40歳から50歳の働き盛り世代の医療費は市町村国保の中で15%前後の占有率と低い傾向にあると言われておりますが、その一方、この世代の健康管理や疾病予防の重要性が指摘されているところがございます。嘉島町におきましては、その傾向や状況をどのように認識されているのかお聞かせください。また、働き盛り世代への医療費補助や支援についてどのような考えや方針でしょうか。働き盛り世代の健康支援を拡大させるために現時点で検討中の方策や新しい助成制度の創設、県との連携強化などの予定があれば、お聞かせください。最後に医療費補助に関する町民の声を把握するためのアンケートや意見交換の開催を行う計画がございますでしょうか。以上お尋ねいたします。

○町民保険課長（増永貴士君） 議長。

○議長（境野隆文君） 増永町民保険課長。

○町民保険課長（増永貴士君） こんにちは。町民保険課長の増永です。どうぞよろしくお願ひいたします。5番 園田議員のご質問にお答えいたします。

働き盛り世代への医療費補助は日本全体の経済的・社会的な持続可能性を向上させるうえで重要な課題と捉えております。これは少子高齢化が進む日本において、生産活動の中心を担うこの世代の健康維持が不可欠だからです。また、この世代は子育てや住宅ローンの返済など多くの経済的負担を抱えております。予期せぬ病気やけがで医療費が増えると家計が圧迫され、生活が不安定になるリスクがあります。

この世代の健康維持は将来的な医療費の増加を抑制することにもつながります。以上の考え方の下、働き盛り世代への医療費補助は現役世代の負担を適正に抑えつつ、医療の安定供給と地域経済の活性化を両立させるうえで重要であると認識しております。しかしながら、新たな医療費補助を導入する場合は行政コストの問題もあり、慎重な判断が求められます。

以上を踏まえまして、町としては医療費補助を直ちに恒久的に導入する予定はございませんが、すでにある高額療養費制度や医療費控除などの枠組みを効果的に活用するための周知・広報を行い、医療費負担の軽減を図ってまいります。

働き盛り世代の医療費の負担軽減を図るために、健康づくりや健康リスク低減のため、町としては各種健診や健康増進事業をととして生活習慣病などの重症化予防や改善にも取り組んでおり、引き続き実施してまいります。

今後は町の財政状況や国・県の制度設計の動向を踏まえ、必要性が高まる場合にはアンケートの実施や意見交換会の実施も含め再検討を行い、適切な時期に適切な形で判断してまいります。

以上で答弁を終わります。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（境野隆文君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） 先ほど話がありました、高額療養費制度の改正、政府は8月からやりたいということだったんですけれども、自己負担額の上限引き上げは見送られて、それと同時に70歳以上の外来特例の縮小廃止も同時に来年の秋ごろぐらいに結論が出るということで、おそらく引き上げの方針でいくんじゃないかなと思っていますので負担増が出てくると思います。町では、第二次健康かしま21プラン、これがたしか今年の4月に町のホームページで住民に公開されていると思うんですけれども、言葉がちょっとひどいんですけれど、文書発出主義に留まることなく、住民向けのイベントなどでこの内容の説明も必要かなと思っています。働き盛り世代から年齢が上に上がるんですけれども、75歳を境に特定検診から後期高齢者検診に切り替わるため、人間ドックの助成もそこで終了してしまいますけれども、高齢化社会への対応として疾病の早期発見や重症化予防の必要性が高まっております。75歳以上の方を対象とした人間ドック助成制度は徐々に広がりつつありますので、導入の検討もお願いしたいと思います。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（境野隆文君） 以上で、園田議員の質問を終わります。続いて、7番 満田議員の質問を許します。

○7番（満田和浩君） 議長。

○議長（境野隆文君） 満田議員。

○7番（満田和浩君） 7番 満田より一般質問をさせていただきます。

まずは、先月の熊本豪雨災害に関し、県内の多くの自治体が被害を受け、これに伴い、いくつかの自治体においては職員負担や優先順を考慮して、9月の定例議会での一般質問を取りまとめる議会もありました。私の質問も水害に特化した案件ではございますけれども、熊本県全体を視察して、災害の悲惨さを目

の当たりにしますと、取組むべき事項の1つとしてご理解いただき質問させていただきます。

質問事項は、防災対策における本町の体制と機能状況及び被害に関する町の対応はということで、要旨としまして、先月8月10日から11日の記録的大雨は県内において大きな被害をもたらし、本町においても3軒の住宅、1軒の事業所の床上浸水、農作物等の被害が報告されました。短時間での防災判断はとても難しいことからマニュアルに基づき適時決断し、町民の安全を第一にアナウンス等の対応が必要とされますが、本年度から新設された危機管理担当部署を中心とした今回の本町における対応の評価と被害に対する今後の対応についてお尋ねします。

○総務課長（永田智紀君） 議長。

○議長（境野隆文君） 永田総務課長。

○総務課長（永田智紀君） 7番 満田議員の質問にお答えいたします。

先月の記録的大雨により、本町においても住宅3軒、事業所1軒の床上浸水、さらには農作物被害等が報告されています。夜間による短時間での防災判断は極めて難しく、マニュアルに基づく適時の決断と町民の安全を第一にした情報提供が不可欠であることは私も同じ認識です。今回、本年度から新設されました危機管理係を中心に対応しましたが、現時点で把握できる範囲で評価と今後の対応方針を申し上げます。

まず、評価の観点としては第一に情報収集と状況認識の正確性と迅速性、第二に判断・指示系統の適切さと現場への円滑な指示伝達、第三に町民への情報提供のタイミングと内容の適切性、第四に避難所運営を含む避難対策の実効性、第五に関係機関との連携と資材・人員の確保、そして第六に被害把握と迅速な支援・復旧作業の円滑性が挙げられます。

本町の対応を振り返ると、危機管理係を核とした災害警戒本部の設置タイミングは、大雨による現場状況の把握と役場内の調整を迅速化する上で、一定程度機能したと認識しております。現場の関係部局間の連携は、初動段階での情報共有と連携体制の整備に寄与し、町民への避難情報や注意喚起の発信も想定されるリスクを踏まえた適時性を確保するうえで、夜明けとともに行われたと評価しています。ただし、被害の個別性が高い事例が混在していたことから、被災状況や広範囲な地域への周知の徹底等の住民のニーズを満たす情報伝達の補完については、今後の改善課題として認識しています。

被害に対する今後の対応につきましては、今回の令和7年8月豪雨が激甚災害の指定を受けました。今後、災害査定を受け、一日も早い普及・復興を目指してまいります。

また本町は今回の被害を踏まえ、危機管理係りを核とする体制により、今後も迅速で適切な判断と周知を徹底し、被害の最小化と早期復旧を図ってまいります。町民の皆様の安全・安心を守る責務を全庁で共有し、日常の備えと災害時の対応力の両輪を一層強化していく所存です。

以上で答弁を終わります。

○7番（満田和浩君） 議長。

○議長（境野隆文君） 満田議員。

○7番（満田和浩君） 今回の大雨は短時間での状況変化と夜中の悪条件も重なり、危機管理に対する災害警戒本部の設置、避難所開設のタイミングも含め、非常に難しい判断もあり、一定程度機能したということで町長を含め、対応された職員の皆さんには心より敬意を表したいと思います。また、災害復旧に関連した臨時措置として今議会に補正予算が組まれるのではと思っていましたけれども、今回は激甚災害の方向であれば、本町の持ち出しはほとんどないということでもあります。本町に財政負担がないということでありがたいことですが、町政報告のなかで、町長のほうで町営住宅の一時提供の件、町長より報告がありましたけれども、私はそれとは別に今回の議会での先決事項として、町独自の家屋被災された方々に寄り添う町のスタンスを検討されて提出されても良かったのではないかと思いますけれども、例えば、公的に県が義援金を出すのであれば、町とすれば御見舞金を出すとか、そのへんを含めたところで、この件に関しまして町長のほうにちょっと一言、ご見解をお願いしたいと思いますけれども。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） ただ今の満田議員のご質問にお答えします。

現在、その件につきましては関係各課で精査中であります。被災者の方に寄り添える支援を前向きに検討しているところでございます。

以上で答弁を終わります

○7番（満田和浩君） 議長。

○議長（境野隆文君） 満田議員。

○7番（満田和浩君） 前向きに検討されるということで感謝しております。被災者に寄り添う気持ちというのは、町民の皆様方どなたでも支持されると思いますし、まさに本町の基本理念であります、住んで良かった！水の郷 嘉島町の実現ではないかと考えます。今後に向けて、総務課長より答弁において、広範囲地域への周知、これは本町はやはり緑川水系、一級河川に囲まれていますので、地域的には周辺自治体もだと思えるのですが、このへんの広範囲の地域との情報交換とか情報伝達の交換についての課題認識もあったということが答弁でありました。熊本県も本年度中に、検証記録をまとめて各自治体と共有したい考えであるようです。このへんを踏まえて各町内、各行政区の区長さんとも連携強化を改めてお願いして、さらなる防災対策をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（境野隆文君） 以上で満田議員の質問を終わります。以上で一般質問を終了いたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第2 議案の質疑 討論 採決

○議長（境野隆文君） 日程第2 議案の質疑 討論 採決となっております。

これより、

議案第41号 嘉島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第41号 嘉島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決しました。

議案第42号 嘉島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第42号 嘉島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決しました。

議案第43号 令和6年度嘉島町下水道事業会計利益剰余金の処分についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第43号 令和6年度嘉島町下水道事業会計利益剰余金の処分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決しました。

議案第44号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第3号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（境野隆文君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） 8番 増岡でございます。歳入についてお尋ねしたいと思います。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金についてでございます。予算科目は14、2、8、11でございます。以前、この臨時交付金につきましては、一度説明があったかと思えますけれども、今回は整理の意味で教えていただきたいというふうに思います。

まず、歳入につきましては、予算で4,091万8,000円の歳入、そして6月の補正第1号では1,656万3,000円、7月28日の臨時会の補正第2号では946万8,000円、今回9月の補正第3号では1,164万8,000円。合計しますと、8,059万7,000円がこの臨時交付金ということで歳入予算が組まれております。

そのなかで、まず6月の歳入補正第1号では同じく歳出の補正第1号としまして、学校給食費の保護者が負担します給食費、これが足りないということで、この分を町から補助するということで1,656万3,000円が歳入と同じ金額が歳出で組まれております。そして、7月の第2号の補正では、946万8,000円に對しまして、歳出も946万8,000円ということで、防犯交通の町内防犯とLED化のための経費ということでございます。

この歳出補正第1号2号を合わせますと2,603万1,000円の目的がはっきり分かっているということで、先ほどの歳入の8,059万7,000円から2,603万1,000円を引きますと、5,456万6,000円。この金額をどのような使途と言いますか、予算充当をしたかということの内訳を教えてくださいということでございます。

それからもう1つは、補正第2号で町内の防犯等LED化のための経費に物価高騰支援交付金を当てであるということでございますけれど、一般的に考えましたときには、公共施設整備に当てられているが、これは適当なんだろうかなというように思いがしました。しかし、思い返してみますとそれぞれの物価高騰のメニューがあるということもあったのかなというふうに思いますものですから、そこあたりをちょっと教えていただけたらというふうに思います。まずはそこまでお願いいたします。

○企画情報課長（西本幸弘君） 議長。

○議長（境野隆文君） 西本企画情報課長。

○企画情報課長（西本幸弘君） 企画情報課長の西本です。ただ今の増岡議員の質疑にお答えいたします。

まず1つ目の問として、5,456万6,000円の充当内訳はということになりますけれども、まずそのうちの4,291万8,000円、これは令和7年度当初予算に計上しております不足額給付金、定額減税の調整給付金減って言われるものですが、そちらに充当する経費ということになります。残りの1,164万8,000円につきましては、今回の補正で計上しておりますLPガス補助金の第4弾にかかる費用として、264万8,000円、残りの900万円につきましては、先ほども当初予算で不足額給付金と申しましたけれども、そちらが概算で予算措置してありまして、その不足分、要は増額補正の分ということで900万円を今回上げて、合計の1,164万8,000円というのが、5,456万6,000円の内訳でございます。

もう1つの問といたしまして、補正第2号の946万8,000円のLED化の件なんですけれども、町内に設置している防犯灯、街灯は各行政区が電気料金を負担しており、今回LED化することで各行政区の電気料金の負担軽減になるということ。また、2027年末には蛍光灯が生産終了となることから、取替費用の負担軽減につながり、町内の各区域の物価高騰対策を図るという趣旨で実施を計画しております。交付金における使途につきましては、国により例示されておりまして、また、このLED化についてはほかの自治体でも類似する事業が実施されていることから問題ないというふうに考えております。

以上です。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（境野隆文君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） 説明ありがとうございました。よくわかりました。企画担当のほうで物価高騰の部分について、しっかりと財源を見つけたり探したりとしながら、やっておられると思います。現在、物価高騰で町民の生活が圧迫されております。町民の生活が広く潤うようなメニューがまたありますならば、そういったメニューを活用しまして、ぜひ町民生活のほうに振り向けていただけたらというふうに思います。

以上でございます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 増岡議員にお答えいたします。広く町民が潤うような使い方として、これまではプレミアム付き商品券事業を4回実施しております。商品券事業は国の例示にも記載されており、町民が広く享受できる事業として適していると考えられますが、これまでと同様の規模で実施する場合、今回の配分

額では実施が厳しいことから、配分額の範囲内で事業を検討したところでございます。よろしくお願いいたします。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（境野隆文君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。もう1つお尋ねをいたします。8ページでございます。予算科目が2款の1項1目の1の報酬でございます。ここに、管理委員報酬というような表示がございます。124万円ということでございますけれども、これは何なのかということを教えていただきたいと思います。

○総務課長（永田智紀君） 議長。

○議長（境野隆文君） 永田総務課長。

○総務課長（永田智紀君） ただ今の増岡議員の質疑にお答えいたします。近年、情報公開とか開示請求とかいろいろあって、そこで審理委員さんをたてて、審理をいただいたあとにその審理委員の意見書を付けて、上益城郡広域の審査会のほうにかけると決まっております。その審理委員のための報酬がこれだけ増えてきているというようなところになります。以上でよろしいでしょうか。

○8番（増岡司君） 席からお尋ねします。それは嘉島町で運営してある。

○総務課長（永田智紀君） そうです。

○8番（増岡司君） それがあがっているということですね。わかりました。

○議長（境野隆文君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第44号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決しました。

議案第45号 令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第45号 令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決しました。

議案第46号 令和7年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第46号 令和7年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決しました。

議案第47号 令和7年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第47号 令和7年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決しました。

議案第48号 令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第48号 令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決しました。

議案第49号 令和7年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第49号 令和7年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決しました。

これにて、質疑 討論 採決を終結します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。次会は明日12日です。定刻までに本会議場にご参集ください。本日はこれで散会します。お疲れ様でした。

なお引き続き、議員控室において全員協議会を開催しますのでよろしくお願いします。

散会 午前14時01分

令和7年第3回嘉島町議会定例会会議録（第3号）

・招集年月日

令和7年9月12日（金曜日）

招集場所 役場庁舎議場

午前10時開会・開議

・出席議員（11名）

1番	春日公和	6番	森下文夫
2番	木下武	7番	満田和浩
3番	穴井智子	8番	増岡司
4番	齊藤進	9番	川野伸一
5番	園田義宣	10番	森田義雄
		11番	境野隆文

・欠席議員（0名）

・説明のため出席した者の職氏名

町長	鍋田平
教育長	青木政俊
総務課長	永田智紀
税務課長	富嶋信行
町民保険課長	増永貴士
福祉課長	松本和美
農政課長	牛嶋寿男
建設課長	橋本浩史
企画情報課長	西本幸弘
都市計画課長	藤本賢二
学校教育課長	中富喬
社会教育課長	河原和幸
給食センター所長	石坂英一
会計管理者（兼会計室長）	吉本博志
監査委員	蜂屋誠

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 下田雅文

議事日程第3号

日程第1 決算の質疑 討論 採決

- 1 認定第1号 令和6年度嘉島町一般会計歳入歳出決算
- 2 認定第2号 令和6年度嘉島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3 認定第3号 令和6年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算
- 4 認定第4号 令和6年度嘉島町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 5 認定第5号 令和6年度嘉島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 6 認定第6号 令和6年度嘉島町簡易水道事業会計決算
- 7 認定第7号 令和6年度嘉島町下水道事業会計決算

日程第2 請願について

日程第3 議員派遣の件について

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申し出について

追加日程第1 議案第50号 嘉島町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第2 議案第51号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第4号）

閉会

○議長（境野隆文君） おはようございます。先ほどの全員協議会どうもお疲れ様でした。ただいまの出席議員数は11です。定足数に達していますので、令和7年第3回嘉島町議会定例会5日目は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第1 決算の質疑 討論 採決

○議長（境野隆文君） 日程第1 決算の質疑 討論 採決となっております。

これより、

認定第1号 令和6年度嘉島町一般会計歳入歳出決算についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） おはようございます。私のほうからは、一般会計の決算ということで、これは昨年の決算のときにもお話をしたかもしれませんが、収入部門のなかの収入未収額が、2,378万6,007円ということで、当然、全額税収はきちっと納められるのが一番いいんではと思いますけども、諸事情あってなかなか税金を納められないというようなことがあろうかと思いますが、町民税の公平性を鑑みますと、きちっと町のほうも税金を未収がないように努めていただきたいというのが一点でございます。

それから、成果調書を今回お出しいただいておりますけども、一部子供の教育費用が少ないんじゃないかというような声もありまして、これは令和6年度の成果調書のなかの18歳までの子どもさんに対しての町の事業の費用をいくら使ったかっていうのを計算しました。で、全体で104億3,766万2,000円を事業として使っております。これは教育委員会も含めて、関係部署の職員さんあたりの費用、お給料等はこの数字のなかには入っていないと思いますので、もっと膨れるんじゃないかなというふうに思います。町民の人たちも、何でも財源には上限がございまして、なかなか厳しいような今、嘉島町の財政状況でございますので、毎年広報紙あたりで円グラフを使って、建設的投資とかいろいろな分類をされて表示されますけれども、是非とも子どもさんのお持ちの保護者にも分かっているように子育て世代に対して、このくらいの費用を町の税収のなかで使っていますよっていうのも、ぜひ広報等で発信していただければなというふうに思いまして、質問をさせていただきました。そういうことでぜひ嘉島町において、子育てに手に力を入れるっていうのは非常にいいことでございますが、どうしてもやはり限りがございますので、そのへんを発信していただきたいなというふうに思って質問させていただきました。

私から以上です。

○議長（境野隆文君） ほかに質疑はございませんか。

○10番（森田義雄君） 議長。

○議長（境野隆文君） 森田議員。

○10番（森田義雄君） ちょっとお尋ねなんですけれども、決算書でいう5ページの決算書翌年度繰越額13億2,175万2,081円。それと63ページ、実質収支に関する調書、ここでいう繰越明許費繰越額5億1,645万2,000円。この差が、8億530万円ほどありますけれども、たぶん繰越に伴う国・県支出金と町債の分の差だと思うんですけれども、その内訳を分かりましたら、お願いしたいんですけれども。決算書に基づく翌年度繰越額と実質収支に関する調書の繰越額の差がありますけれども、たぶんこれは繰り越した分で町債がいつてきてない分、補助金がいつてきてない分の差だというふうに思うんですが、その補助金がいくら町債がいくらというのがわかりますか。分かれば、お願いをしたいんですが。

○議長（境野隆文君） 議員の方にお諮りします。ただ今の質疑に対しまして、執行部の打ち合わせがあるみたいですので、ここで休憩を5分間取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） それでは5分間の休息をとります。

○議長（境野隆文君） 議員の皆様にお知らせします。休憩の時間を過ぎましたので、開会いたします。ただ今の森田議員の質疑については担当課より詳しく調査のうえ、後日報告させますのでよろしいでしょうか。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 担当課よろしいでしょうか。それでは次に進めさせていただきます。

ほかには質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

認定第1号 令和6年度嘉島町一般会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第2号 令和6年度嘉島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

認定第2号 令和6年度嘉島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第3号 令和6年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

認定第3号 令和6年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第4号 令和6年度嘉島町介護保険特別会計歳入歳出決算についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

認定第4号 令和6年度嘉島町介護保険特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第5号 令和6年度嘉島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

認定第5号 令和6年度嘉島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第6号 令和6年度嘉島町簡易水道事業会計決算についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

認定第6号 令和6年度嘉島町簡易水道事業会計決算については、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第7号 令和6年度嘉島町下水道事業会計決算についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

認定第7号 令和6年度嘉島町下水道事業会計決算については、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第2 請願について

○議長（境野隆文君） 日程第2 請願についてとなっております。

請願第2号 教職員の働き方改革推進とゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題とします。

本日までに受理した請願は、お手元に配りました請願文書表のとおりです。その請願は総務文教常任委員会に付託しましたので、委員会において審議された結果について、委員長より報告を求めます。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（境野隆文君） 増岡委員長。

○8番（増岡司君） おはようございます。

本委員会に付託されました請願につきまして、議長に審査結果を報告いたします。

請願審査結果報告 本委員会に付託されました請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告をいたします。

記

1 件名 請願第2号 教職員の働き方改革推進とゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願

2 審査経過 付託年月日 令和7年8月25日 審査年月日 令和7年9月3日

3 出席者 総務文教常任委員会 5名委員全員出席

4 審査内容 現在の教育現場での教職員の働き方改革や教職員の定数改善を実現するため、さまざま

な対策本部の設置や制度設計、ガイドラインの策定が行われているところでございます。国、県、学校、そして労働団体がそれぞれの役割を担いながら、連携して改革を進めており、まさに総力戦と言える取り組みがなされております。紹介議員より請願の趣旨、内容の説明を受けまして、請願の趣旨につきましては、教育の質の向上に直結する重要課題であること。

教育の健全性、公平性の観点からも組織や団体での活動によるものや上益城郡や県の組織、あるいは団体で統一され、要望するものだと考えられるため、この請願者が教職員組合に属するものであることを確認いたしました。

また、上益城郡に教職員組合があることも確認し、審査いたしました。

5 審査結果 本請願は教職員の働き方改革及び定数改善などの推進を求めるものであり、教育行政の環境整備と健全性の向上に指する要望でございます。このことによりまして、請願の含意には一定の理解を示すものであります。ただし、周辺の町や郡内の町との提出状況に偏りもあることや組織や団体での活動による意思統一されたものとして受けるには疑義が残ったということでございます。このようなことを踏まえ、本町議会単独での意見書提出には慎重に判断すべきと考えます。よって、本委員会としましては請願の趣旨には賛同するものの、意見書提出などの具体的措置には至らず、今後の広域的な調整や情報収集を踏まえたうえで適切な対応を検討することとし、趣旨採択するものと判断いたしました。

以上でございます。

○議長（境野隆文君） 以上で増岡委員長の報告を終わります。

請願第2号 教職員の働き方改革推進とゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度府予算に係る意見書採択の請願についての質疑に入ります。質疑はありますか。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） おはようございます。

審議をいただきありがとうございます。質疑させていただきます。

委員会のほうに付託されたということで、この報告書にあります、上益城郡や県の組織や団体で統一され、要望するものだと考えられるため、請願者が教職員組合に属するものであることは確認した。また、上益城郡に教職員組合があることも確認し、審査したとあります。よければ、こういったところにご調査をされたのかということをお尋ねしたいと思います。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（境野隆文君） 増岡委員長。

○8番（増岡司君） ただ今の穴井議員の質疑にお答えをいたします。

9月2日現在で国に対して、意見書の提出を求める請願、あるいは陳情が上益城管内でどのような状況かということ进行调查いたしました。嘉島町には請願、そして山都町にも請願ということで、御船町、益城町、甲佐町には請願、それから陳情、いずれも提出がなされていないという現状でございました。

以上でございます。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） ありがとうございます。上益城郡に教職員組合があることも確認したということですけれども、これは何度も重ねての質問になりますが、こういった手段と言いますか方法で確認をされたお尋ねいたします。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（境野隆文君） 増岡委員長。

○8番（増岡司君） 審査当日、穴井議員に紹介議員ということで出席を求め、説明をいただきました。そのようななかで、請願者の瀧口祐子さん、嘉島町の方でございます。それから平田美保さんのお2人が請願者ということでございまして、このときに穴井さんのほうからも、この方たちは教職員ですよというような説明がありました。上益城にそういった組織があるのかどうかというようなことは、私は具体的にはあれておりませんが、事務局長のほうから説明をいただいたらと思います。

○議会事務局長（下田雅文君） 議長。

○議長（境野隆文君） 下田事務局長。

○議会事務局長（下田雅文君） 事務局長の下田です。

今、増岡議員のほうからありましたけれども、総務文教常任委員会のほうで執行するうえで、事務局長

として同席をいたしました。そのなかで、そういった教職員組合に在籍されているのかっていうところもありましたので、教育委員会のほうにも確認して、上益城郡にもそういった組織があるということは確認をいたしました。それは穴井議員のほうにも1回、私は確認したというふう考えております。嘉島町のほうにも教職員組合が存在するということも確認いたしましたので、委員長のほうにはそういうふうにお伝えしました。

以上です。

○3番（穴井智子君） わかりました。

○議長（境野隆文君） よろしいでしょうか。

○3番（穴井智子君） はい。

○議長（境野隆文君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 請願審査報告書を受けて一言、私の主観と言いますか見解と言うか、紹介議員になったということで、一言お話をさせていただきたいと思います。

今回、自身が紹介となり、請願に関して、「無理だ」「重すぎる」などの声も、「そもそもそのことは難しい」などの、そういったご意見もございました。ただ、私自身勇気を出して請願を行われた方の、請願者の気持ちを受け取り、なんとかしたいという気持ちでお受けした次第です。

ここにいらっしゃる全ての皆様もなんとかしたいというお気持ちは変わりはないと思っております。請願そのものは、町民の声や社会的課題を議会という公の場で正式に取り上げる重要な手段です。たとえ、実行が難しくても社会に問題提起をする意義や、行政・議会側に意識を促す役割を大きく果たすものだと思います。

議会はさまざまな町民の意見を受け止め、幅広く議論する場です。困難な課題を議論しなければ、進展もありません。今回、個人名で請願書の提出でした。上益城郡の意思がまとまっていないのでは、と判断する理由の根拠が薄く、論拠が弱いです。これは関係各所へご確認をなさったのであるならば、意見書を提出するという請願に答えるまでの確認がなされなかったのはとても残念です。

請願の段階を受ける提案として、先ほども言いましたように「重い」だったり「難しい」とされる内容でも、末端の自治体の小さな町の小さな声でも声を上げることが重要であると認識であるのであれば、若干の準備不足のことを消去法で消去しても、意見書の提出を拒む理由にはならないと私は考えます。

重ねてになりますけれども、民主主義の観点からの主張、請願は多様な意見表明の手段であり、請願者が団体名でないなどの理由は嘉島町の議会の本来の姿、議員1人1人が我こととし、請願者本人の立場や未来ある子どもの保護者の立場などをしっかり考えてのご審議であるとすれば、それは紹介議員の私もしっかり受け止めます。

あと1つ、趣旨採択に留まる理由が趣旨・内容でなく、紹介議員が誰かが決定判断が一因であるとするならば、本末転倒、絶対そのようなことはないと信じておりますし、今後もそうであってほしいと信じます。最後になりますけれども、怖いのは給食費無償化の問題の請願に続き、今回の件で町民感に嘉島町議会にお願いすることはどうせ無理、期待できない。町民感に諦め感が発生してしまうようなことがないようにと願って、私の討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（境野隆文君） ただ今、この時間は討論でございます。委員長の意見に反対ということでしょうか。お聞きしたいと思います。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 紹介議員であるので、当然この報告書については、趣旨採択ということで、大きく言うならば趣旨を汲んでいただいたということですが、私が今話しているあいだに議長は聞いておられたかどうか分かりませんが、趣旨採択という判断に留まった、意見書を出さないという結論に至ったということは意見書を出してほしいという請願でありますので、報告書に対しては反対意見を述べさせていただきました。

○議長（境野隆文君） ほかに賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） それではこれより、教職員の働き方改革推進とゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願についての採決をします。この採決は、起立によって行います。お諮りします。

この請願に対する委員長の報告は趣旨採択するものとし、この請願については、郡内または県内の教職員組合などの組織・団体での活動による意思統一がなされたものとして受けるには疑問が残るため、本議会単独での意見書には至らないとすることです。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立する者あり〕

○議長（境野隆文君） 起立多数です。

従って、請願第2号 教職員の働き方改革推進とゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願については、委員長報告のとおり決定しました。

この結果につきましては、代表の請願者の方へ通知いたします。

お座りください。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第3 議員派遣の件について

○議長（境野隆文君） 日程第3 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。地方自治法第100条第13項及び嘉島町議会会議規則第121条の規定により、議員を派遣したいと思います。本定例会から次期定例会までのあいだにおける議員派遣につきましては、お手元に配付のとおりです。

なお、議員派遣に関して、日程及び出席者等の変更、未定事項の決定については議長に一任願いたいと思います。また、緊急を要する場合は必要に応じて議長において、議員の派遣を決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣一覧表のとおり派遣することに決定しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（境野隆文君） 日程第4 委員会の閉会中の継続調査申し出についての件を議題とします。

各委員長から所掌及び所管に属する事務のうち、嘉島町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました「事務の調査」について閉会中の継続調査の申し出があります。

なお、各委員会の所掌及び所管に属する事務の調査事項の変更、未定事項の決定については議長に一任願いたいと思います。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

しばらくお待ちください。

ただ今、町長から議案第50号 嘉島町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についての件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は追加日程第1として議題とすることに決定しました。

議案第50号 嘉島町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 議案第50号 嘉島町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、嘉島町情報公開条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年9月12日提出 嘉島町長 鍋田平

提案理由 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定に基づき、国民の利便性の向上を図るため、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議長（境野隆文君） 以上で、町長の説明を終わります。

議案第50号 嘉島町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第50号 嘉島町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

しばらくお待ちください。

ただ今、町長から議案第51号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第4号）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は追加日程第2として議題とすることに決定しました。

議案第51号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 議案第51号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第4号）について、令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第4号）は規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,403万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ89億7,983万8,000円としました。歳入出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。地方債の追加は「第2表 地方債補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議長（境野隆文君） 以上で、町長の説明を終わります。

議案第51号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第4号）の質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第51号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。これにて、質疑・討論・採決を終結します。

以上で、本定例会の会議に付されました案件はすべて終了しました。会議を閉じます。

これにて令和7年第3回嘉島町議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午前10時54分

地方自治法第123条第2項の規定により、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

嘉島町議会議長

嘉島町議会議員

嘉島町議会議員

嘉島町議会会議録

令和7年第3回 定例会

令和7年10月発行

発行人 嘉島町議会議長 境野 隆文
編集人 嘉島町議会事務局長 下田 雅文

